

## 平成21年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成21年3月11日（水曜日）午前10時開議

#### 日程第1 市政一般質問

##### 25番 相馬義一議員

1. 那須塩原市自治基本条例制定について
2. 黒磯板室IC開通に伴う交通渋滞対策について
3. 税の納め方について
4. 市の職員定数について

##### 5番 高久好一議員

1. 地域活性化・生活対策臨時交付金の活用について
2. 国民健康保険について
3. 後期高齢者医療制度について
4. 産廃対策について
5. 入れ歯回収ボックスの設置について

##### 14番 玉野 宏議員

1. 保育制度改革について
2. 自給率向上対策について

##### 3番 眞壁俊郎議員

1. 通学区審議会の最終の答申について
2. （仮称）青木サッカー場について
3. 緊急経済対策について

出席議員（29名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（2名）

8番	東泉富士夫君	18番	君島一郎君
----	--------	-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 局長  
西那須野  
支所 局長

田代哲夫 君  
塩谷章雄 君

農業委員会  
事務局 局長

枝幸夫 君  
印南叶 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

8番、東泉富士夫君、18番、君島一郎君より欠席する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（植木弘行君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 相 馬 義 一 君

○議長（植木弘行君） 初めに、25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 皆さん、おはようございます。議席25番、相馬義一でございます。

私の市政一般質問を、今回は大きく分けて4項目質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、1番として、那須塩原市自治基本条例制定についてをお伺いいたします。

会派の行政視察の中で、自治基本条例を制定し、自立した自治体を目指してその姿勢を示している

市や町が見受けられましたが、5年目を迎えた本市はということで、①自治基本条例をどのようにとらえているのかお伺いいたします。

②制定する考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 25番、相馬義一議員の質問にお答えいたします。那須塩原市自治基本条例の制定についての①、②をあわせてお答えいたします。

自治基本条例は、自治体の基本理念や組織運営の基本原則とともに、情報の共有や市民参加などの実施について定め、新たな自治の基盤づくりの契機となるものであると認識いたしております。

一方、制定する上では、市民参加のあり方や市民と行政の役割分担など、相互の共通理解や十分な合意形成が必要となるため、まずは、こうした土壌づくりや基盤づくりを優先していきたいと考えております。したがって、今後、市民との協働による地域づくりを進める中で、この件につきましても、さらに研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 合併をして4年が過ぎ、5年目に入ったわけでございます。当然、合併後のいろいろな合併のための仕事があったかと思えます。

しかしながら、このまちづくり条例というのは、早いもので、一番最初に制定されたのが多分、北海道のニセコだと思えます。このニセコ町が制定しているのが2001年4月と聞いております。

このような中で那須塩原市も合併をし、ことし

5年目を迎えるわけですが、そのような中で、市長のいわゆる2期目の市政運営に当たりまして、やはり市政運営のメインテーマが、いわゆる「市民とつくる協働のまちづくり」ということを提案されております。そのような中で、この自治基本条例を制定し、独自の色を出した、いわゆる那須塩原市の法律と言っても間違いはないかと思いますが、そのようなものを今後つくっていただき、市民との協働のまちづくりに貢献してはかがかと思っておりますが、その点について少し所見がありましたらお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 自治基本条例の関係で、近年多くの自治体でこういった動きがある、こういうものは認識しておりまして、栃木県内でも既に5市町がこういった条例を持ってございます。

今、お話にありましたように、那須塩原市も、市民との協働によるまちづくりというのが市長の2期目の基本的なテーマといたしますか、スタンスで進んでいくわけでありまして。そういう中では、こういった条例そのものについても、先ほど市長から答弁ありましたように、十分勉強をさせていただきながら、そういったものをどのように今後制定していくのか、さらには、住民との基本的な、先ほどもありました共通理解とか合意形成とか、こういったものも、正直なところそれが前提でないと、例えばつくるにしても、いろいろな項目を並べていきますけれども、どちらかというと宣言的な条例になっても実行面ではどうなのかなというところも正直でございます。

そのようなことで、どうせつくるのであれば、この条例が本当にまちづくりに資する条例であるべきでありますし、特に、有効に機能するといえますか、活用される条例、そういうものにしていかないと、この条例そのものが自治体の最高規範

的な条例だと思いますので、そういう面で、先ほど市長からもお話ありましたように、共通理解を図るために今後進めていく協働のまちづくり、いろいろな活動、集まり、そういう中でも、市民の皆さんとも、そういった面についても話し合える機会をつくりながら、実効性のある、つくるのであればですね、そういう方向で考えていきたい、その両面から研究していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 今、部長のほうからの答弁のとおりだと思いますね。やはり基本条例をつくるに当たりましては、いかに住民との相互理解と申しますか、そのようなことをしっかりやらないと、この条例はつくっても余り意味がないのかなと思います。

私どもも旧黒磯市時代、会派の視察でニセコ町を視察させていただきました。当然、当時は大変この基本条例、珍しいということもありまして、私どもがお伺いしたときも、七、八から10個ぐらいの市町村が、一度にいわゆる研修に参っていました。当然ながら会議室に、ここの席は何々市、ここは何市と振り分けてこの条例についての説明を受けた経緯があります。

そのような意味でも、ニセコ町自体は、ある意味それだけの、全国から市議会議員を呼べる、呼んで、そこでいろいろな意見を逆に聞けるという利点もあったのかと思います。また、職員自体がそういったことにかかわったことに対して、職員自体の意識改革というものも進んでいったのかと思います。

また、私も、宿泊するに当たっても、ニセコの町の施設を利用して泊まってください、そのような条件つきだったと思います。

そのようなこともあって、これはあくまでも例でございますが、大変「ニセコ」という名前が全国に示されたのかと思います。活性化という意味では、やはりこれはいいことだったのかなと思います。

ただ、基本条例をつくるに当たりまして、今、例に挙げたニセコ町は、比較的人口の少ない市がやっていたのかなと当初は思いましたが、栃木県におきましては、これは宇都宮市もやっておりますね。そういったことから考えますと、那須塩原市でも、11万6,000の人口の中でこれをつくることに関しては、制定するに関しては、何の問題もないのかなと思います。

今回、この提案をさせてもらった理由として、いわゆる市長の6本の柱の6番目の柱に市民との話があります。「ともに担い携えの協働のまちづくり」ということで縦糸と横糸の話が載っております。当然、それを織るのは市長でありまして、立派な織物をつくっていただきたい、私もそう思っております。那須塩原市というのがどのような織物になるのか、これがこれからの11万6,000人を預かる行政としての栗川市長の市政だと思えます。しっかりとした行政をしていただきたい。それには、やはりこの市民との協働というのは大切なことでありますので、今後、この基本条例も視野に入れて進めていってほしいというのが私の願いであります。

基本条例をつくるに当たって、いろいろな問題等はあるかと思いますが、どうかその辺も、これから第一歩としてまず取り組んでほしい、そのように思いますので、その辺だけちょっとご答弁をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 先ほども、市長のほうから今後さらに研究をしていくということで、

十分この条例の持つ意味も私ども理解しているつもりでありますので、先ほど申し上げましたような過程を踏みながら、十分に研究をさせていただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） わかりました。大変慎重な意見だったと思いますが、どうぞ検討していただきたい、そのように思います。

引き続きまして、2番の項目に入らせていただきます。「黒磯板室インター」開通に伴う交通渋滞対策についてお伺いいたします。

黒磯板室インターが3月29日に開通になりますが、大型連休時等のアウトレット付近の交通渋滞が想像されますが、その対策についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） アウトレット付近の交通渋滞対策の質問にお答えいたします。

黒磯板室インターチェンジの開通に伴う渋滞対策につきましては、去る12月19日、関係機関による黒磯板室インターチェンジ混雑対策協議会を立ち上げ、大型連休時等の渋滞対策について検討することとなりました。

第1回会議では、アウトレットの現在の混雑度や案内誘導の現状、また、付近の県道や市道の状況等について課題の整理を行ったところであります。

今後は、混雑解消に向けた具体的な方法等について検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 今の答弁ですと、12月19日に協議会が立ち上がったということで、それに

については、大変素早い対応をしていただいたのかと思います。

この協議会の中で、メンバーと申しますか、大変あれなんです、地元の方の参加者があったのかどうか、その辺についてちょっとお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） メンバーにつきましては、地元の方は入ってございません。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） そうしますと、どのようなメンバーになるのかということになりますが、例えば、そのアウトレット関係者、あるいは、私がちょっと言いたかったのは、あの開店時の大変混雑した状況があります。那須疏水道、那須疏水沿いといいますか、那須大橋からこちら青木を通ってくる道路、あるいは大学通りのアウトレットの交差点からこちらに上がってくる道路、そういったことを考えますと、今後このインターができたことによって流れが多少変わります。変わったときについて地元の方がどのような意見を持っているのか、あるいは地元の方の、こういったことがあったということの報告を受け、その中に今後の対策をしていくという方向があるのかと思っております。この件をお聞きしたんですが、今後、そういったことで地元の方を取り入れるような、何かそういうことを考えていることがありますか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） メンバーについてちょっとご説明申し上げたいと思います。

メンバーにつきましては、大田原の土木事務所、それから市の担当、都市計画課になります。それから、那須塩原警察署、高速道路交通隊の警察隊の那須分駐隊、那須ガーデンアウトレット、それから東日本高速道路株式会社的那須管理事務所の

6機関で実施しております。

地元の方の意見ということになります、そういったものにつきましては、今の段階ではまだ収集とかそういったものについては検討されておられません、今後は必要だというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 今の部長の答弁ですと、今後は必要だということでも私も安心しているところでございます。

何分にも、もともと静かな地域でございまして、突然あのようなヨーロッパ的な施設ができ、そのできたことに対しては、私も歓迎しているし、この那須塩原市にとっても大変よかったのかなとは思っております。

しかしながら、このインターが今度開通する。先日も新聞等々でインターの混雑状況というものを見ました。私は、今回のインターのいわゆるつくりといいますか、料金所があります。料金所があつて、まずはもともとあつた百目木から鹿野崎に行くところの信号が1個ありますね。信号があつて、今度は大学通りの大きい信号にぶつかる。その辺の構造上の問題等がどうなのかというのはちょっと心配しておりますが、大変あの地域の方に、いわゆる地域整備ということで立派な道路をつくっていただきましたが、百目木から鹿野崎に行くところの信号、あそこのいわゆる動きというものはどのように考えているかお伺いします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今後の課題ということで、一部、この前の第1回会議等におきましても出ておりましたが、各機関によりましていろいろ検討してきてほしいということで、この前、話がございまして、5項目ほどございました。

その中に、そういった信号の関係もございまし

たが、事前の予告、要するに、例えば例といたしましては、黒磯板室インターに近い上河内のサービスエリアとかパーキングエリア、関係がございませぬ何か所か、そういったところの、下り線でいけば那須高原、そういったところにチラシを配布して、連休中とかそういったときには交通渋滞がたくさんありますよとかそういったお知らせをする必要があるだろうということとか、それから交通誘導ということで、混雑に直接入ってきまして、先ほどお話のありました那須ガーデンアウトレットのほうに向かう車の渋滞の滞留、そういったものを考えますと、塩野崎百目木線を迂回して県道東那須野高林線とかそういった関係のところに戻すとか、これは今後の課題ですけれども、検討事項ですが、そういった話。それから、あと交通分散ということで、那須インター、それから西那須野塩原インターをおいて、それから回ってもらう方法とか。それから安全対策ですね、高速道の割り込み禁止とか、それとか混雑中のお客様対応——これは、お客様対応というのはアウトレットのほうの関係なんですけれども、そういった項目がのってございました。

ですから、今後そういったことも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 先ほども申し上げたように、12月19日に協議会を立ち上げて、もう早速そのような課題を見つけていただいた。大変ありがとうございます。その中に、いわゆる警察隊員が入ったり、警察が入って、アウトレットも入っているということで、ある意味、理解はできる場所であります。

今後、その開通の、私も予測はよくつきませんが、アウトレットに向かう車なのか、あるいはそのまま那須塩原方面に向かう車なのか、そういっ

た振り分けをし、そうしますと、当然ながら、いわゆる今度、先ほど申し上げた地域の整備した道路がありますが、そちらを通して旧高林街道のほうに振り分けたりなんかするのかと思いますが、ぜひともその辺、しっかりとした交通の流れを、車の流れを把握し、なるべくあそこに渋滞を起こさないように。

ただし、旧街道というのは、当然ながら、周りすべていわゆる農地であります。農家、田んぼがあります。5月の連休と農繁期がぶつかってしまうという、まことにそのときの問題、いわゆる農耕車に対する優遇というか措置はとれるのかどうか。よく農耕車優先道路とか何かありますが、その辺については何か考えがございませぬかどうか伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今までのところ、議員のお尋ねのように、7月のオープンから現在、12月までの統計で申し上げますと、やはり休日を含んだ3連休時には、大体1日最高で1万2,000台ぐらいですけれども、大体1万台前後が中日に集中しているというような状況もございませぬ。

今回の5月の連休につきましては、5連休ということもございませぬので、そういったことにつきましては、十分今後の検討の中で考えていききたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

今のその整備した道路以外、大変、実を言うと地元の人たちからちょっと意見があるんですが、今、大変車も便利になりカーナビがついていますね。カーナビのナビどおりに行きますと、いわゆる裏通り、裏通りと動いてしまう。これはもちろん、そのドライバーの考え方なんでしょうけれど

も、そのような状況が今あるということも少し考えてほしいということを述べさせていただきます。

ということで、インターについては終わりにしたいと思います。

次に、3番の税の納め方についてお聞きいたします。

①として、市民税は個人の場合、大変失礼しました、これ前納「奨励金」となっていますが「報奨金」と直していただけますか、訂正をお願いいたします。個人の場合、前納報奨金の優遇措置がありますが、会社が納税義務者になる特別徴収についてはその制度がありません。特別徴収義務者となる会社での前納報奨金導入ができないかお伺いいたします。

②として、「ふるさと納税」のこれまでの実績と制度の普及、PRについてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 私のほうからは、会社での前納報奨金の導入についてお答えいたします。

地方税法によりまして、個人の市民税の徴収については特別徴収と普通徴収の2つがありまして、いずれかの方法によらなければならないとされております。さらに、普通徴収による個人の市民税の納期前の納付につきましては、条例の定めるところにより、報奨金を交付することができると規定されています。

一方、特別徴収につきましては、同じ地方税法で、会社などの特別徴収義務者が給与の支払いをする際に、毎月税金を徴収して納入することとされております。したがって、特別徴収義務者が個人の市民税を前納するということは制度上認められておりませんので、報奨金の対象とすることはできないことになっております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） ②のふるさと納税の実績につきましては、制度を開始いたしました昨年10月から現在までに、合計10名、128万円の寄附をいただいております。

また、制度の普及、PRについてであります。本市のふるさと寄附金制度は、ご案内のように、財源の確保という観点のほかに、ふるさと市民カードの発行を通しまして、地域経済の活性化を図ることを大きな目的として創設したものでありますので、地域の魅力の情報発信や地元商店などの活性化に重きを置いたPRを行っております。

具体的には、市の広報紙やホームページへの掲載、それからNPO法人が運営するふるさと納税応援サイト、こちらへの記事の投稿のほかに、市内の道の駅やJR駅、さらには栃木県の東京事務所へのパンフレットの備えつけ、こういったものによりまして情報発信を行っているところであります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） いわゆる市民税については、先ほど部長のほうの答弁からいきますと、普通徴収については市の条例の定めるところによるということですが、報奨金を交付することができると。特別徴収については地方税法の中で認められない、制度上認められないということなので、これはこれで、制度がありますから、これは仕方がないことかと思えます。

私が今回この質問をしたのは、いわゆる今、このような大変厳しい経済状況の中で、サラリーマンといいますか会社員の方も、実は大変厳しい。ある製造会社の方にお聞きしますと、週休4日ぐらいとっているところもあると。いわゆる自分の

給料、月給が60%しかもらえない。そのような状況の中で、少しでも税金、市民税でもそういった形で少なくなればと思って、今回質問をさせていただきます。

先ほど申し上げたように、制度上認められないということでこれは仕方ございませんが、市民税はそういうことで仕方ないと思いますが、例えば税の公平性その他を考えた場合には、やはり同じくするべきではないかとは思っておりますが、そのほか、例えばほかの税では対象になるものはあるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） サラリーマンの方でも、自分の土地をお持ちになっていたり、それから住宅を持っている場合に、固定資産税あるいは場合によっては都市計画税もかかっている方いらっしゃると思いますが、その方は固定資産税、都市計画税も全期前納報奨金制度がありますので、ぜひそちらのほうは大いに活用して、早目に納めていただければ報奨金をお渡しすることができますと考えます。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 当然ながら、前納していただけるということは、市にとっても大変喜ばしいことだと思います。この固定資産税等々は大丈夫だということなので、その辺もしっかりとPRをしていただき、納税をしていただきたいと思えます。

こういった問題というのは、今、大変厳しい経済状況の中での話ではありますが、ぜひとも皆さんに税の公平性あるいは納税をしていただきたいという目的をしっかりと示していただきたい、そのように思っておりますので、どうぞPR等も含めて、よろしくお願いいたします。

続きまして、②のふるさと納税についてお伺い

いたします。

先ほどの答弁ですと、10月から開始して5カ月、10名で128万円の寄附金があったと聞いております。これは新聞報道があったので名前を申し上げても問題ないかと思いますが、渋井陽子さんからも受けたとお聞きします。

那須塩原市のこのふるさと納税については、おおむね6つの目的が載っておりますが、この今回の10名の方の目的等がもしあったとすれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 6つの目的ということなんですけれども、ご寄付をいただいたお金を、その使い道ということで、6項目ほどこちらの市のほうでその項目を掲載しまして、その中からお金の使い道を選択していただく、こういうことあります。

その中で、大雑把に申し上げますと、1つには自然環境とか、2つ目に生活環境、3つ目が教育・文化、4つ目が産業・観光、5つ目が保健・福祉、6番目が市長にお任せしますと、こういう区分になってございまして、10件中5件につきましては、その6番目のほうで、市長にお任せしますと、こういう状況であります。

そのほかにつきましては、産業、さらには観光という項目を選択された方、それから教育・文化、それと生活環境、これが1名ないし2名という状況であります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） そうですね、⑥にあるのが市長にお任せと。ある意味、これが一番、いわゆる先ほどの財源確保という目的からいけば一番いいのかと思いますが、寄附をする方にとっては、目的を提示して使ってもらえればという意見があ

るかと思いますが、今回は、その10名のうち5名の方が市長にお任せということで、今後も多分そのような形が多くなるのかと思います。

ただ、この5カ月間で10名、128万円という寄附金があったわけですが、これは、いわゆる企画部として企画した中で、これは想定されたものなのかどうか、この金額と。例えば、一度問題になりましたが、小山市の問題がちょっと気になったものですから、今回これをやらせていただきましたが、小山市のあいつの発言が果たして正しいのかどうかというのは私はわかりませんが、そういう中でこの10名、128万円、これについての見解をちょっとお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 何分、このふるさと納税制度、全国的にももちろん初めてなんですけれども、そういうことで、我々がどの程度という想定というものは、正直なところ持っておりませんでした。どのように推移するのかなど、逆にそういった懸念を持った、こういうことです。

今、ある市のお話をされましたけれども、これそのものが寄附金ということで、本人の自発的な意思に基づくものでありますので、那須塩原市においては、決してそういったことはありません。

今後もそういった善意の市民の方、ほかの市外の方たちに、少しでも那須塩原市に思いを寄せていただいて寄附金が集まってくれば幸いだなど、このように思っているのが実感でございます。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 当然ながら、寄附金でございますので、個人の意思ということ十分に尊重していかなければならないと思います。

それと同時に、いわゆる寄附をいただいた方にふるさと市民カードを発行しています。那須塩原市においても、そのような目的のカードが発行さ

れておりますが、現時点でこのカードを、カードといいますか、いわゆる施設の利用とかその他、何か例がありましたでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） ふるさと市民カード、先ほど10名の方の寄附があったということで、今10枚出ているという状況です。おかげさまで、このふるさと市民の優待店ということで、私どもで考えたこの制度へ賛同いただいた事業者といえますか、これが現在88事業所の方たちが、このふるさと市民カードをお持ちいただいたお客さんに何らかのサービスを提供していただく、こういうことでご協力をいただいております。

それぞれにまだアンケート等調査をしていませんので実態はつかめないんですけれども、1つだけ、先ほど書き込みのホームページということでお話を申し上げましたが、そのホームページに、那須塩原市のこのカードを使ってお店で買い物をしたところ、大変サービスとかそういう面で、寄附をいただいてありがとうございますという、お店の方からそういう言葉もあったということで記事の投稿がありまして、そういう面では、1例ではありますけれども、安心したところです。

現在は、そんな状況でございます。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 大変、やはりそういう意味では、地域の経済の活性化も含めた中で、経済だけじゃなくて、やはり市民との触れ合いと申しますか、そのようなことにこのふるさと納税が一役かかわることができるということがあれば、これはこれでいいことだと思います。

ふるさと納税、大変まだ始まって間もないということもありますので、今後このPRの問題もありますが、なるべく多くの方に理解をしてもらうということも含めてPRをしていただきたい。

たまたま、去年大型店がオープンいたしまして、特にアウトレットの関係では他県からのお客さんが多い。そういう意味では、例えば、あそこにも観光協会の事務所もありますし、ああいった大型店にも、もしパンフレットあるいはそういったものがあれば置いていただきたいと思います、その件についてもひとつお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 今お話がありました場所には、現在のところ備えつけておりませんので、まさしく各方面からお客さんが大勢集まってきますので、そちらのほうの機関ともお話をさせていただいて、可能であればそのような方向で進めさせていただきたいな、こんなふうに思います。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） それでは、税の納め方の3番については終わりにしたいと思います。

続きまして、4番目として、市の職員定数についてお伺いいたします。

今定例会に、職員定数条例の一部改正が提出されていますが、計画よりも多い退職者がおります。その点について考えをお伺いいたします。

①急激な削減で事務事業に影響がないのかお伺いいたします。

②合併後の早期退職者数の年度別実績についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） それでは、まず、急激な職員の削減で事務事業への影響はないのかとのご質問にお答えいたします。

本市の職員数は、平成17年4月1日に950人であったものが平成20年4月1日には897人となり、3年間で53人の減少となっております。これらの減少は、本庁方式を基本とした組織機構の見直し

を初め、民間委託や施設管理者の指定管理者への移行などによるものであります。

各部、各課における事務事業の処理に必要な人員につきましては、毎年度、各部長等への人事ヒアリングを実施し、業務の執行状況を踏まえた必要人員の把握を行っておりますので、事務事業への直接の影響はないものと考えております。

次に、早期退職者の年度別実績であります。平成17年度は、退職者22人のうち早期退職者は11人、平成18年度は、退職者37人のうち早期退職者は23人、平成19年度は、退職者42人のうち早期退職者は15人という状況であります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） ちょっと数字的なことで大変申し訳ございません。17年4月1日から20年4月1日で3年間で53人の退職と、今申し上げた平成17年度が22人のうち早期退職者が11人という数字がありますが、この数字、ちょっと合いませんよね。その件についてちょっと説明をお願いします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 退職者だけではありませんで、例えば平成17年4月1日、採用者が19人、18年度19人、19年度14人、20年度14人ということで、採用者もいますので、それらの数字に落ちつくということになります。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 大変失礼いたしました。

そのような中で、いわゆる今、事務事業への影響は、当然ながら各部長等への人事ヒアリングを実施した上での退職者の人事の、必要人員の把握ということだったので事務事業への影響はないということですが、現実には、例えば、これが本当に影響がないのかどうかというのは私もよくわかり

ませんが、じゃ、市民サービスに対しての影響というものについてはどうとらえていますか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 先ほども申し上げましたように、施設管理などが指定管理者へ移行する、これの基本的な趣旨は、経費もありますが、指定管理者の企業努力による住民サービスの向上といったものを第一目的に掲げてやっている。そのほか、委託できるところは委託するということでもありますので、委託事務自体は結果として市に返ってくる、あるいは市民に返ってくるということでもありますので、サービスが直接低下することはないと考えております。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） そういうことでしたら、何も私のほうから言うことはございませんが、できる限り市民サービスというのはもちろん第一番に大切でございますので、その辺も十分に把握した上での人員削減をしていただきたい。

一般質問の初日で磯飛議員のほうからも、早期退職した職員のことを質問されておりました。せっかく職員として、もちろん適材適所ということはあるかと思いますが、優秀な職員が途中で退職してしまうようなことのないようなことも考えてほしいと思っております。

今回の条例定数問題は、いわゆる条例でつくった人数よりも、予定より早い早期退職者が多いということがあったものですから今回質問をさせていただきましたが、この条例をつくるに当たって、想定した人数よりも早期退職者が多いということだと思っておりますが、その辺のことについての見通しについて、どうだったのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 大局的なお話を申し

上げれば、合併で、特に管理部門の職員を減らして効率を上げようという動機があったはずであります。したがって、そのための事務の効率化という形で、総合支所方式から本庁方式に切りかえたりしてきているわけですので、一定程度、定年退職者以上の退職者があってもという想定はされていたはずであります。したがって、那須塩原市としても、早期退職者制度といった制度も設けました。つまり、早くおやめになる方に対して、若干退職金を上乘せしてやめていただくという制度もつくりました。そういう影響もあったかと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） そのような制度があったというのも承知しておりますが、そのような中で、この3年間で早期退職者が49名、今の報告だとおります。この49名というのは、例えば残り1年残しての早期退職ということでしたら、それはそれで早期退職制度がありますから理解はします。しかしながら、いわゆるまだまだ残っている中での退職という方もおられるかと思えます。

そのような意味で、いわゆる合併後のここで本庁方式になりましたが、労働環境と申しますか、そのようなことについて問題があったのかないか、あったとは言えないでしょうけれども、その辺についてちょっとご答弁をお願いします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 私のほうで直接わかるというのは、実は平成20年度、我々と一緒に退職する早期退職のメンバーの事情は、掌握はざっとしているわけですが、例えば、58、59歳になりまして、もう元気なうちに第二の人生をと考えていらっしゃる方がざっと6人ほどであります。今度早期退職しようと考えている方は12名ほどなん

ですけれども、そのうち半分ぐらいがそういう方です。あと、残りの半分、3人ぐらいが転職です。職をかえたいというイメージです。そのほか、実はもう亡くなっている方とか、要するに心のほうじゃなくて体調不調ということでもあります。そういうことで、12の方が早目におやめになるという考えを持っていらっしゃるという現状であります。

合併したことが原因というよりは、もちろん我々も、合併した当時は知らない人と一緒に仕事をするわけですから、そういう意味でのプレッシャーはありました。したがって、早期退職制度の理解とともに、あと1年、2年残して次の第二の人生を歩もうと考えた中に、その背景となっていたかもしれませんけれども、直接原因となったとは直接分析はしておりません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 早期に退職して新しい職業、いわゆる転職をされるという方は、これはこれでまた一つの考え方ですから問題はないのかと思いますが、今の部長の答弁ですと、そんなに労働的には、環境的には問題はないと判断したいと思います。

最後になりますが、この現状での職員定数、これは執行部としてはどこまで進めていくのか、それだけちょっとお聞きいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 合併による削減効果といったものは、今回の条令改正あるいは定員適正化計画の改定で、おおむね目標、合併によるという部分については、ここで一段落かと思っております。これからは、本当に那須塩原市の行政サービスの事務量、どこまで那須塩原市が行政サービスをするんだ、どこから先は市民のほうで頑張

っていただけるんだという、先ほどの市民との協働という部分がありましたけれども、そこの折り合いをつけながらの定員、今度は、削減計画というよりは定員管理計画というか、適正化というよりは管理というか、そういう部分を慎重に見きわめて定数を、あるいは職員の定数を管理していく時期に来ているなど見ております。

○議長（植木弘行君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 私、やはりそういった意味では、先ほども申し上げましたが、市民サービスの低下というものはしてはいけない。そのような中で、市長が提案しております、いわゆる市民との協働のまちづくりを進めていく中で、職員の人数の問題等もありますが、ぜひとも市民と行政というのが一体となって、一番最初の自治基本条例もそうですが、そういったことを含めて、今後、この栗川市政に取り組んでほしいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、25番、相馬義一君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 高久好一君

○議長（植木弘行君） 次に、5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。5番、高久好一です。

ただいまより一般質問を行います。

経済不況と雇用不安について、私たち日本共産党は、市の産業観光部を初め、ハローワーク黒磯、ハローワーク大田原、栃木県労政事務所、大田原労働基準監督署と話し合いを行ってまいりました。

深刻化する雇用問題、那須塩原市民の暮らしと営業をどう守れるか、この3月議会は試されてい

る、そういう位置づけで以下、質問を行っていきます。

1番、地域活性化・生活対策交付金の活用についてです。

市に交付される地域活性化・生活対策臨時交付金2億4,291万9,000円の活用について伺うものです。

①基本的な方針と具体的な充当事業について伺います。

②市民が支援されていると感じる、わかりやすい事業に充当されているかを伺うものです。

以上、2点伺います。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 5番、高久好一議員の質問にお答えいたします。①、②あわせてご答弁申し上げます。

地域活性化・生活対策臨時交付金は、国の平成20年度第2次補正予算において、地域活性化、生活対策等に資するため、細やかなインフラ整備などを進める目的で創設されたものであることから、このような方針を踏まえ事業を選択いたしました。

具体的には、地上デジタルテレビ放送受信対策、地域の足であるゆ〜バス更新、生活道路舗装修繕工事、市営住宅のリフォームや非常警報具整備、小中学校の耐震改修などで総額8億9,700万円余りを次年度予算を前倒しして実施するものであり、平成21年度に向けて市民生活に密着したインフラ整備が、切れ目なく迅速に実施できるものと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 今、充当先を伺いました。そうした中で、計7億4,998万7,000円、83.55%

が小中学校の学校耐震化事業に充当されています。小中学校の耐震化の問題は、防災の拠点ともされていることから急ぐべき事業であると私たちも理解しております。

この事業で、市内の中小業者はどのくらい参入できるのでしょうか。また、その効果についても、あわせて聞かせていただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 一般的にとしかお答えできないので、建築工事の場合は、下請業者あるいは材料の納入業者も含めて、広いすそ野を持つと言われておりますので、建築工事は相当の経済効果を生むと見ております。

また、今回、耐震にこの交付金を充てる理由の一つには、もちろん補助金もありますが、これから多額のお金をかけて緊急にやらなければならないということがありますので、その市負担分のところにこの交付金を充てることは大変有利と考えたものであります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） その中で、私たちもこうした事業の中に、市営住宅の空き家修繕費などが入っているというのは評価していきたいと思います。

先ほども言いましたが、小中学校の耐震改修事業、これは当然進めていくべきと、その中での仕事のすそ野が広く緊急で有利なものとしてこうした事業を選んだということです。

大規模事業よりも小規模事業のほうが労働者の雇用効果が大ききことは、政府統計でも示されています。内需拡大を進めるためには、小規模公共事業への思い切った予算の投入へ転換することが必要です。市内のインフラの維持、先ほども出てきました補修など小規模工事は、地域の中小企業が受注し、雇用もふえ、経済活性化には最適の事

業とされています。そういう中で、公共事業のあり方は、生活密着型に転換していくことが求められています。

そこで、那須塩原市の小規模工事等契約希望者発注状況と現在のあり方をどのように分析しているでしょうか、聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 那須塩原市としては、少額工事、これは130万円以下、それから小規模工事ということで、50万円以下という2つの区分を持っていますが、小規模工事の場合に、ぜひ市のそういった小規模工事などを受注したいという業者さんの登録制度を持っております。20年度はまだ統計持っていないんですが、19年度58社の登録がありまして、全体で小規模工事は、件数で45件、それから金額では750万円ほどの実績を持っております。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 答弁がありました。ぜひこうした地元の業者に仕事がしっかりと渡っていくよう配慮をお願いしたいと思います。

そうした中で、2番に移っていききたいと思います。

市民が支援されていると感じられる、わかりやすい事業に充当されているかということで、地域活性化に資するインフラ整備など、実施計画に計

上された事業に充当しているという答えがありました。

そうした中で、ほかの市や町、こういうところでは、設置が義務化された火災警報器の補助、地デジ対策、小規模事業、住宅リフォーム制度など、幅広く自治体の中小業者が代金の回収を心配せず、安心して仕事に打ち込めるすそ野の広い、先ほどもすそ野の広い事業が盛り込まれているという答弁がありました。

そういう中で、クーポン券を発行するところ、駅前の空き店舗活用事業とか、那須町などでは新型インフルエンザ対策、70歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチンの予防接種、こういったもの、那須烏山市は求人倍率が0.46と低い、こういうところは雇用対策を中心に展開しています。

こうした中で、変わったものでは、小山市は、利用範囲を広げ、開業医など医療機関でも使用できないか検討しているというような話もあります。クーポン券を検討しているところは9市町というような話も出ています。

こうした事業の中で、私はちょっと疑問に思うところが1カ所あります。4款衛生費、5目環境保全費、公害対策推進事業備品購入費、296万5,000円、車両購入代前倒し分、産業廃棄物事業備品購入費643万5,000円、車両2台前倒し、この事業で買おうとしている車の話です。公害産廃の監視車両で、どんなところでも入っていけるというような話もありました。その中で、3台の車で低公害車購入と書いてあります。3台で945万5,000円、21年度への繰越明許がされています。どのような車種を想定し、使用目的に合致しているのか、既に発注しているのか、あわせて説明をお願いします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 当方の車の購入の

関係でご質問がありましたので、お答えいたします。

車種等につきましては、現在取りまとめということで発注準備には入っております。年度内には発注をして、新年度に納入というような流れで、前倒しということですので早目に納入がしていただけるようにしていきたい。

かつ、なかなか四輪駆動でないと悪路を走れません。今も残念ながら走れないですね。県と一緒に行ったとき、途中で県の車に乗せていただいて入っていくようなお粗末なときも残念ながらありまして、そういうものも、今度は市民のために最前線の我々が直接に入っていけるようにしようということもありまして買うことになっておりますが、なかなかそういう車種につきましては、ハイブリッド車とかそういうものでは車種が実際になかなかない、見つからないということもありまして、その車種の中でも燃費がいいとかそういう選択幅が狭くなりますけれども、十分考えながら車種選択に入っているということでございます。

議員さん、車の関係は大変お詳しいようでございますけれども、我々もそれなりに勉強をさせていただいて、選択をさせていただいているということでございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 今、言われた通り、私も29年と3カ月トヨタの営業マンをやってまいりました。そうした中で、私のところに、ここ毎日、車の話で電話が入ってきます。「市役所は」という話なんですね。高級四輪駆動車で産廃の監視をするのかという話なんですよ。

私に入っている情報では、車種は日産エクストレル、2,000cc、4WDブラック、三菱アウトランダー、2,400cc、4WDアルミつきシルバー、車載拡声器つき、トヨタランドクルーザープラド、

2,400cc、TX5人乗り、シルバー。こういう話で私のところに入ってきているんですが、こういった車を私たちは一般的に低公害車とは呼びません。確かに市民の言うとおりの、高級四輪駆動車と呼んだ方がふさわしいと私も思います。ほとんどこういう車というのは、スキー場の駐車場や登山口の駐車場まで快適に安全に行く車、私たちはそういうふうに位置づけています。

どこにでも入っていただけますからねという話が途中で説明ありました。そういうのであれば、かえって軽の四輪駆動車のほうが使いやすいと。鉄砲をやる方、猟をやる方、ベテランの方は特にそうだと思います。こういう大きな車は、ほとんどスタックといいまして、潜ってしまって入っていけないというのが実情ですよ。

市民からのほとんどの電話の話は、車が大き過ぎて、車が良すぎて、目的がちゃんと果たせないのではないかという言い方、市民の声でこういうことを言っています。やはりカタログで仕事をする人たちの選ぶような仕事だと。車載のスピーカーを活用するのは1台、3台とも純正のナビつき、こんなふうに私はつかんでいます。

そういう中で、こういう車、先ほども言いましたけれども、中に入っていけば、先ほど県の車に乗せていってもらおうというようなお話でした。決して燃費はいいとは思いません。そして、すぐに行動できる、そしてためらいがなく入っていけるという点では、私も言われたとおり軽の四駆のほうが使いやすいという考えがあります。産廃の監視ならば、私も軽の四輪駆動車のほうがこうした仕事には向いていると。私と同じような意見の車屋さん、何件か電話を寄せています。改めて答弁をお願いします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えいたします。

監視専用車という扱いで、山岳または河川敷等々にしか入らないということならば、小さいほうがいい可能性は十分あります。私も四駆に乗っていきまして、魚釣りをやるので河原に大分入っていきますけれども、私は普通車ですが、小さいほうが便利なきもちろまあろうかとは思いますが、産廃関係につきましても、時々廃棄物をその場で回収してくる作業もありますし、私も大分前の水害のときに、西那須野でありましたけれども、四駆等々がなくて、乗用系なり普通のバン系で行くと、自分がトラブルに巻き込まれてしまって市民の支援に支障を来したということ等もありまして、公用車につきましても、専用、専用で使うだけでなく、ほかの分野にも流用することがままありますので、その辺も含めてトータルの判断で担当者が選んだということで、私も、その辺はそういう車種で選考が進んでいるということは了承しております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） もうこれ以上話してもしようがないと思いますが、ぜひ市民の目線に合った車種を選んでいただきたいと思います。私のほうに寄せられたこういった話、十数件ということになりました。こういう経済状況の中、本当に自分の給料ではなかなか買えないよと、そういう話もあります。この車も地域活性化・生活対策臨時交付金で購入しているということで質問しました。

以上で、この項の質問を終わります。

続いて、2番の国民健康保険について、入っていきます。

経済危機と雇用不安の中、市民の負担は限界に達しています。高くて払い切れない国民健康保険税は、那須塩原市が3年連続して収納率、栃木県で最下位です。

そうした中で、①資格証・短期証の発行に当たって、市民にどんな配慮をしていますか。

②国庫負担や県の補助の引き上げについて、国や県への働きかけはどのように行っていますか。

③負担限界と調整交付金の減額ペナルティーの悪循環を断ち切り、収納率を上げるために1世帯当たり1万円の保険料の引き下げを求めます。

以上、3点質問いたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、国民健康保険につきましても、順次お答えをいたします。

まず、①の資格者証・短期証の発行についてでございますが、本市では、1年以上国民健康保険税の納付のない世帯に対しまして、まず6カ月間の短期の保険証を交付しております。その間、督促、催告及び訪問相談等により、納税に対するご理解とご協力をお願いし、それでも納税の意思を示していただけなかった場合に、資格者証の発行を予告通知し、納税できない特別な事情等をお知らせいただく弁明の機会をつくり、納税相談に来ていただくようお願いをしております。それでも何の回答もない場合に、資格者証を発行しております。

なお、4月1日からは、法改正により、中学生以下の子どもに対しては、6カ月の短期証を交付することになりました。

次に、②ですが、国民健康保険の現状は、少子高齢化の進展、疾病構造の変化及び医療技術の高度化等により、医療給付費は増加傾向にあるにもかかわらず、年々低所得者が増加しております。財政上の課題を構造的に抱えております。

こうした状況の中で、全国の市町村国保が一堂に会し、国保財政基盤の強化対策の拡充について、国に強く要望しております。また、あわせて、国

民皆保険制度の維持・増進のために、医療保険制度の一本化についても要望しているところがございます。

次に、3点目の1世帯1万円の保険料の引き下げにつきましてですが、平成20年3月議会におきまして高久議員の質問にお答えをしたとおり、医療給付が増加傾向にある中で、後年度にそのツケを回すことになるおそれもありますので、難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 答弁をいただきました。栃木県は、全国でも資格証発行の多い5つの県に挙がっていて、テレビでも数回放送されています。那須塩原市の昨年の資格証発行数1,374世帯、2,285人、発行率で言えば栃木県で2番目です。20年度は1月末で84.8%に当たる1,166世帯に達しています。短期証発行は、昨年度、県で発行率が第1位でした。20年度は2,118世帯、4,358人を超えて、1月末に既に132.7%の2,811世帯、5,509人になっています。

こうした中で、厚生労働省の1月の通知です。資格証の発行は、機械的な運用ではなくて、特別の事情の有無の把握をした上で交付するよう指導しています。先ほどお話がありました、1年以上納められていない方に6カ月の短期証を出していると。その後、予告し、弁明の機会を与えて、応答のない方、こういう方に発行しているんだというお話でした。

そういうことですが、1月に出た通知については、どのように受けとめていますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 1月末現在の短期証、それから資格者証の数字だったと思いますが、先ほど言われましたが、20年4月1日現在から見

ますと、短期保険証の発行は確かにふえております。一方、資格者証の発行につきましては減っているということで、何らかの形で納税をいただいて、資格者証から短期保険証に変わっているという方がいるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 方向性はそれでいいと思います。できるだけ短期証にして、その資格証には回さないという姿勢、しっかりと貫いていただきたいと思います。

そうした中で、先ほど、4月1日以降、小中学生の短期の保険証、6カ月が出るということで、この短期の保険証の6カ月、いつまでに市民の手に届くんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 昨年12月の議会だったと思いますが、そのときにも高久議員のほうからご質問がありまして、そのときにも答弁させていただいておりますが、そのときは市単独で、いわゆる子どもの方の保険証につきましては発行するというお話をさせていただきました。

その辺につきましては既に実施をしておりますので、この4月からというのは、今度、国のほうで法律を変えて、子どもの短期証の発行をしないということになっておりますので、それでやるということでございます。那須塩原市の場合には、既に、今年度の1月、12月の下旬からそれを実施しているということでございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 市のほうの3カ月の短期証が既に行っているということで、まずは一安心ということだと思いますが、国のほうはその6カ月の短期の保険証ということで、これが随時切りかえられていくのかなど、そういう理解をしたいと

思います。

那須塩原市の資格証発行は非常に多い、栃木県で2番というお話をしました。発行率は2番。そういう中で、全国の市町村数、現在というか、平成20年度の栃木県市町村要覧によれば、全国の市町村1,788とあります。このうちの551、広域連合1を含みます全国の30.8%の市町村では、既に資格証の発行をするのをやめています。

こうした状況、資格証を発行しても、結果的には診療がおくれ、病状の悪化を招き、医療の増大につながり、よい結果は何もないという理由からです。

市は、こうした現状を踏まえて、資格証の発行をやめる考えがあるか、これを伺います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今のご質問につきましても、今までに何度かお答えをしていると思うんですが、保険制度ですから、相互扶助と申しますか、それぞれ保険金ということで、保険税ですが、拠出していただいて制度が成り立っているということになっておりますので、資格者証の発行をやめるということが、ある意味、今度は不公平ということになりますので、今のところ発行をやめるという考えはございません。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 公平・不公平の問題から、やめる考えはないという答えでした。

市の議案の資料の中にも国民健康保険会計が構造的に多くの困難を抱えているとあります。しかし、書いていないものが2つあります。1つは、国民健康保険は、国民皆保険制度を支える制度として、その維持には国の支援が欠かせません。ところが政府は、国の責任を放棄し、1984年に国庫負担率を45%から38.5%に引き下げ、それ以降も国庫負担を削減し続けています。これが市町村の

国保財政を悪化させ保険料の高騰を招いています。政府は、憲法25条の理念に反する資格証の発行を直ちにやめるべきです。計画的に国庫負担を増額して、支払い能力に合った保険料に引き下げるとともに、減免制度の拡充を行うべきです。

もう一つ、栃木県が県民1人に対して国保料の補助を全国平均額の10分の1以下の28円しか支援していないという実態もあります。

こうした中で、先ほどの国や県への働きかけをどうするかということで、国へは強く要望しているという答弁がありました。やはり那須塩原市の国民健康保険税は非常に高い。そういう中で国への、そして県への働きかけ、これは重要だと思います。国への要望というのはありました。強い要望というのを出している、要請しているというのはありました。県への働きかけをさらに強めていく、この考えを伺いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、現在の国民健康保険制度そのものといいますか、構造的に本来の保険制度からは若干外れていると言いますとおかしいんですが、低所得の方が非常に多くなっている、無職の方も含めて多くなっているということで、構造的にちょっと問題を抱えていると認識しておりますので、先ほど答弁しましたように、医療保険制度そのものの一本化と、今、社会保険ですとか、共済保険ですとか、国民健康保険ということで分かれておりますけれども、医療保険制度の一本化というものが、それがいいかどうかちょっとわかりませんが、現在のところ、そういった方向性がないのではないかとということで、国のほうにも、医療制度全体の本一化の実現をしていただきたいというものを申し上げております。

それから、繰り返しになりますが、国保財政基

盤強化のための拡充強化ということで、国からの財政支出の増加をお願いしているというようなことで、国をお願いしているということでございますが、県に特別に、医療制度そのものを変えんというものは県でどうこうということがございませんで、国のほうに強くお願いをしているということでございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 答弁をいただきました。

国保財政が構造的な問題を抱えているんだと、その中で健康保険の一本化ということで国のほうに要望していると。私たちもつい最近まで、栃木県が国保財政に対して県民1人当たり28円しか支援していないというような事実はわかりませんでした。それのを知った上で、こういった問題を投げかけてみました。

そうした中で、市のほうの皆さんも大変苦労されているんだと思います。収納率がなかなか上がらない、そういう現実があります。そういう中で、那須塩原市の国民健康保険について最も大きな課題は、予算の資料にも書いてある歳入総額の35.5%を占める保険料の収納率をいかに引き上げるか、全国的に栃木県が多いとされる資格証の発行をいかに減らすか。那須塩原市もこれは全く同じです。

そして、私、昨年と同じことを言いました。そういう中で、平成21年度当初予算、収納率の向上を最大の目標とし、財源の確保はもとより、医療費の適正化の推進など歳出の抑制にも努めてまいりますと、ことしは、私が昨年指摘したことを書き入れていただきました。決意を表記したことは評価したいと思います。しかし、目標値が掲げてありません。ことしの収納率の目標値を教えてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 収納率の目標値につきましては、行革プランの中で規定をしているんです。ただ、その行革プランの資料を現在持ってきておりませんので、例えば、今年度の収納率の目標という部分について、今ここではちょっとお答えできないということでありませう。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 行革プランの中で示しているという話です。

市は、収納率を0.4から0.5%ずつ改善して、23年には総合計画にある86.6%にするとしています。そうしていますが、ここ17、18、19と下がり続け、20年度は83.44%、こういう現状です。栃木県で最下位です。那須塩原市の保険料は、栃木県で一番高かったが、他の市や町が値上げを行ったことで保険料は14位になったと市長からは9月議会で答弁がありました。しかし、那須塩原市は、昨年も国民健康保険料を777円値上げしています。

市は、コンビニ収納や臨戸訪問、収税課の設置、新しい滞納者を出さない対策を進めてきました。その結果、人口10万人以上で収納率83.44%の那須塩原市が国から収納割合による普通調整基金の減額11%のペナルティーとして6,535万5,000円の減額を受けることとなります。皆さんが努力して総合計画の86.6%に達しても、調整交付金の減額率7%のペナルティーを受けることとなります。保険料が高くて払えず、収納率がふえる悪循環に陥っていることは明らかです。

市の資料によれば、収納率が県内10位の大田原市は、1年間で1人当たり国保料が6,184円、収納率1位の茂木町は2万2,715円、那須塩原市より安く設定されています。保険料が高くて払えず、市民は8回の納付を10回にして支払い、払いたくても払い切れない、限界に達しています。

そういう中で、那須塩原市国民健康保険特別会

計の決算で7億6,300万円の黒字額が繰り越しされ、国保基金は10億8,286万円あります。9月の一般会計、特別会計合わせて約23億円の黒字があります。この黒字決算の1割に満たない予算で1世帯1万円の引き下げを行うことができます。

国保税が高く、市民が払い切れず、収納率が低いと国から削減される調整交付金のペナルティ、収納率を引き上げ悪循環を断ち切るためにも、もとに戻って1世帯1万円の引き下げを行うべきです。改めて答弁を求めます。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） この件につきましても今まで何度かご質問をいただいて、ご答弁しているかと思うんですが、先ほど7億円からの19年度の繰越金があったということでございますけれども、実質単年度収支だけで見ますと19年度は赤字になっております。その以前からの繰越金やら何やらがあったということで基金の取り崩し等をやっておりますので、単年度収支でいきますと2億3,000万円からの赤字になっております。今年度も、今のところ若干赤字になる予定になっております。

いずれにいたしましても、1世帯当たり1万円の引き下げをということでございますが、約2万世帯の方が国保に加入している世帯がございますので、単純計算しますと約2億円になると思うんですが、単年度だけ実施するというのであれば、2億円を使ってできるだろうという話にもなるのかとも思いますけれども、これをやるということになると、多分、継続的にやっていくということになりますので、先ほども言いましたように、結果的には後々に負担が出てくるということになりますので、それを実施するというのは非常に難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 繰り越しとか19年度の決算、その後の経過から行くと実質赤字になっているという答弁だったと思います。そういう中でも、市民の暮らしというのは非常に今、大変だと思います。きょうもたくさんの方が申告に来られています。そうした中で、市は一般会計から国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめて、加入世帯のすべてに国民健康保険が届くようにすべきだと思います。

こう申し上げまして、3番に入っていきたいと思えます。

3、後期高齢者医療制度について。

制度を開始して1年を経て、今なお国民や医師会から廃止や見直しの声が強い中、滞納者には非常に過酷な資格証明書が発行され、事実上、高齢者が無保険状態になろうとしています。

①高齢者が安心してかかる必要な医療への配慮はありますか。

②普通徴収者——低年金者のこと——の現状と対策はどう行われていますか。

③75歳以上の高齢者からの保険証の取り上げは人の道に反し許されないと思うが、市の対応を伺うものです。

以上、3点伺います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

まず、①番目の件ですが、高齢者の医療費の自己負担につきましては、原則1割負担とし、現役並みの所得のある高齢者のみ3割負担となっております。したがって、高齢者が受診しやすいよう配慮されているところでございます。

次に、②の普通徴収の方への対策はということでございますが、普通徴収に当たります低年金者等の方々につきましては、本年度最大85%の均等割額の軽減が行われております。これをこの4月、21年度からは90%の軽減が行われますので、より負担を軽くするものでございます。

次に、③の資格者証の発行についてでございますけれども、後期高齢者への資格者証の発行につきましては、現役並みの所得のある高齢者等で、相当な収入があるにもかかわらず払わない悪質な場合にのみ適用すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 1割負担ということで配慮はされているというお話だったと思います。確かにこの制度は、できたときから、こういった大変高齢者に厳しいものを求めています。そうした中で1割負担で配慮されていると、こういう話がありました。

私のほうは、那須塩原市が国保滞納者も多いことから、後期高齢者の滞納も高くなっているのではという心配から、こういった質問をさせていただきました。そうした中で、市の普通徴収者の2割が滞納しています。先ほどの答弁にもありましたけれども、全国の保険医団体連合会、こういうところの調査、全国のすべての調査ということではありませんけれども、那須塩原市の比率、普通徴収者の全体のデータから見ると、2倍ほどの滞納者という数字が出ています。こうした点をどのようにとらえているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほども答弁いたしました。昨年4月に制度発足したときに、いわゆる年金収入等が80万円未満の方の均等割、所得割がその方たちはかかりませんので、均等割額

を昨年4月の時点では7割軽減ということでスタートしたわけです。いわゆる3割負担だったわけですが、金額にしますと年額1万1,300円でスタートしたわけですが、その後、国のほうにおいて制度改正をいたしまして、10月からの徴収の分をしないということで、結果的には平成20年度が85%割引ということで、年額にしますと5,400円にしたわけです。それをさらに、この4月から9割軽減ということでございますので、年額で3,780円、月額315円ということになりますので、そういった意味では、相当軽減措置はとられていると考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 非常に軽減されているというお話でした。

最後に、3番のほうに入っていきたいと思えます。保険証の取り上げということでは、現役並みに収入がある、そういう方にも現在は対応しているんだというようなお話だったと思います。それにしても、原則が滞納1カ年続くとという制度そのものは変わっていません。

そういう中で、制度が非常に破綻しているという部分もあります。先ほど私が言いました、全国の滞納者の2倍那須塩原市にあると。那須塩原市に入っている広域連合、これは、市とほとんど一緒にやっているということですが、こういった滞納者、決して現役並みに収入のある人ばかりではないと思えます。そういう中での657人だと思うんですが、広域連合とはどのような話をしているのか、これを聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 後期高齢者医療保険の滞納者の関係でございますが、これにつきましては、基本的には市のほうで徴収をするという

ことになっておりますので、市のほうでやっておりますので、広域連合とどのような話をということ、特段の話というのはしていません。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 広域連合と特段の話はしてないというお話でした。なかなか返事のしにくい質問を私しているんだと思います。

私たち日本共産党は、この制度が案として出されたときから、高齢者いじめの制度として反対を貫いてきました。極めて深刻な事態が明らかになっています。高齢者一人一人から保険料を取り立てるというやり方、制度そのものが破綻を来しています。後期高齢者医療制度の導入まで、お年寄りのいる世帯では、保険証の取り上げは原則対象外でした。命に直結する問題ですから、高齢者からの保険証の取り上げ、人の道に反することで断じて許されない、私たちはこう考えています。直ちに後期高齢者医療制度の撤廃をすべきである。こうした態度を表明して、この項の質問を終わりたいと思います。

続いて、4番に入っていきます。産廃対策です。

4、産廃対策について。

1月18日に西那須野において市民600人が参加して行われた「講演会とデモ・反対集会」をどのように評価したか伺うものです。

①赤田地区住民の産廃処理場建設には、隣接する事業所、住民の合意を得るよう求める陳情書が県議会で不採択とされ、切迫した中、今後の県や国への働きかけの方向について伺うものです。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 4の廃棄物対策についてお答えいたします。

この廃棄物対策について、今後の県や国への働きかけの方向についてでございますが、過日の市

民の集会には市長も出席いたしました。その際市長から、このような集会在開催されるに至った現在の事態に対する憂慮と状況打開に向けて取り組んでいく決意について、あいさつの中で話をしたところでございます。

多くの困難がある中ではありますが、産業廃棄物を取り巻く諸問題を抜本的に解決するためには、廃棄物処理法を改正する必要があると考えていることから、本市としましては、引き続き国や県に対し本市の現状を訴えてまいるとともに、法を改正し、立地を規制するよう働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私も全くそのとおりだと思っております。この件は、金子議員からも先日、3月5日の会派質問の中でありました。その答弁も全く、今、部長が答弁されたのと同じ内容に沿うものだと思っております。

そうした中で、市長の所信表明の中に、産業廃棄物対策の強化として、産業廃棄物処理施設の集中による環境破壊を防止するため、引き続き立地規制の方法について検討していくとともに、国・県に働きかけを強化してまいりますとあります。

国や県への働きかけの強化する方法、決意を詳しく聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えいたします。

国に働きかけをしている内容は、現実論的に言いますと、産業廃棄物の最終処分場の安定型という類型を廃止していただきたいというのを大きく明確にしています。

それ以前の大きな総論といたしましては、総量規制という、ちょっと曖昧な単語の使い方でございますけれども、ほかになかなか見つからないの

で総量規制と言っておりますが、要するに1地域にたくさん集中するというのはおかしいじゃないかと。それぞれどうしても必要な施設ならば、地域それぞれで受け持っていたきたい。那須塩原市だけが一方的にたくさん受けるのはおかしい。それは全国の問題になりますから、法律できちんと規制するようにお願いしたいというような方向でお願いしています。

その活動につきましては、従前からもちろんやっていますが、今後も、これは粘り強くやらないと、国の法律改正ですので、我々が何かちよっと手続をすればできるというものではありませんので、国のほうの、または担当者、環境省の担当者、その辺が起案していかなければなかなかまた動かないのも現実論でありますので、そこへ強く働きかけをするとともに、全国と一緒に悩んでいる、産廃関係で悩んでいる市町村もありますので、そこと連携を今しておりますが、そこと一体となって陳情等もしていきたい。

また、そのゆゆしき問題だという認識をより明確にするために、何度も答弁をしておりますけれども、福島大学のほうからの理論武装的なものも、これもいただきながらやっていきたいということで、でも自分たちでやれることもあるだろうという反論に対しては、こういう方法も考えていきたいということで、その辺もあわせて一緒に勉強をしているということがあります。

とりあえず、我々現在評価しているのは、市民活動の盛り上がりがこれをとめているというのは、もう現実問題であります。全国の産廃を阻止したのは、結構市民の活動だということを強く認識しておりますので、これらについても十分に連携を今まで以上に努めていきたいし、何度も我々は話し合いもしていますし、今月も青木地区のご婦人方々といろいろな意見交換をしましたし、その中

で、市長がみずから決意を持って反対をしていると言ってくれていることは非常に心強いという評価をいただきました。テレビでもそういう話をさせていただいたということで、市民はテレビも見て、心強く思いましたというような、市長が先頭になってやっていることも評価を受けておりますので、今後もこの方向性で、我々担当者としてしましては、市長の意思を受けながら頑張っていきたいと思っています。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私が一番求めていた答え、最後のほうに出てきました。現在の産廃をとめている力は市民の活動だということを言っていただきました。私も全くそのとおりだと思います。特に、西那須野の北赤田の産廃施設の問題については、あとは知事が判こを押すか押さないか、それだけだ、それをとめるのは市民の活動だ、私はそう見ております。

そういう中で、これからも国を動かす、そして県への要請を強化していく、そういうのは、私なりに考えたのは、国、そして県へのこうした要請、これからも回数を上げて、頻度を上げてしっかり要請活動をやっていくべき。それには、やはり市民の大きな理解と市民からの支援がないとなかなか難しい。何よりも市民の大きな力をこの産廃対策に借りながら頑張っていく。私も、ぜひ一緒にこうした活動を続けていきたいと思っております。

以上で、この項を終わりたいと思います。

続いて、最後の5番の入れ歯回収ボックスの設置についてに移りたいと思います。

5番、入れ歯回収ボックスの設置について。

不要になった入れ歯を集めて、換金した益金は自治体やユニセフに寄附され、発展途上国の子どもを救おうとする活動が全国の自治体で行われています。

①当市でも「入れ歯回収ボックス」の設置をする考えがあるか伺います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。  
保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、入れ歯回収ボックスにつきましてお答えいたします。

不要入れ歯リサイクル活動につきましては、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会で行っており、入れ歯についている金属をリサイクルすることにより、資源として生まれ変わり、その益金でユニセフを通して世界の子どもたちを救おうというものでございます。

本市におきましても、現在、設置をする方向で、設置場所等を含めて検討中でございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） ありがとうございます。1年ぶりに2度目の質問をさせていただきました。そうした中で、ほかの自治体、既に設置されている自治体が県内で8カ所、25.8%となりました。佐野市を初め、最近では栃木市、高根沢町、那須町までこれが普及してまいりました。

ぜひ、こうした不要になった入れ歯、今説明がありましたとおり、NPO法人です、ここが中心となってリサイクルということで進めていただきたいと思います。

実は、私も15年前に妻を亡くしていろいろな整理をしてまいりました。そういう中で出てきたのが、妻の入れ歯があります。このボックスができたら一番先に入れようと、そういう決意をしております。ぜひこのボックス、設置の方向で検討しているということです。私、2回目の質問でした。

ちょっと話が続かなくなりましたが、前向きな答弁をいただいて、これからもこうした市民と一緒に活動が続けていくことを表明し

て、私の一般質問、終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、5番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで総務部長より発言があります。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 先ほど答弁を保留しました集中行財政改革プランにおける国民健康保険税の現年度分の平成21年度末の目標値は、88%となっております。

◇ 玉野 宏 君

○議長（植木弘行君） 次に、14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 我が国の少子化、減少がとまりません。2007年の出生数109万人は、1970年代の半分のレベルまでに落ち込んでいます。総人口も2005年から減少に入りました。今後、加速する人口減少は、国の経済成長率や年金問題、医療、介護保険などの制度に大きな影響を与えていくと思います。

以下、通告に沿って質問させていただきます。

保育制度改革について。

人口減少の影響を緩和させるためには、女性の労働参加を高めることが必要であると思います。

その中心となるのが、女性が安心して子どもを産み、働き続けられるための基礎である保育制度改革であると考え、次の点についてお伺いします。

①現在の保育制度は、需要量に対し供給量が不足していると言われますが、認可保育園に入るとをあきらめて、認可外保育園に入っている園児はどの程度いるかお尋ねします。

②政府の規制改革会議が提案している市場原理導入による保育制度改革についての考えをお尋ねします。

③行政の縛りを解き、保育要件を見直すべきと思うが、考えをお尋ねいたします。

○議長（植木弘行君） 14番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 14番、玉野宏議員の質問にお答えいたします。

保育制度改革について、3点ほどありますので、順次お答えいたします。

①の認可外保育園の園児数についてお答えいたします。

平成21年1月1日現在、市内には9カ所の認可外保育園があり、134名の園児がおります。ただし、すべてが認可保育園をあきらめて認可外保育園に入園しているわけではなく、認可外保育園の保育内容やサービス内容等を評価し、入園している方もいらっしゃるかと伺っております。

次に、②についてお答えいたします。

昨年12月22日に政府の規制改革会議において、規制改革推進のための第3次答申が出されました。その答申の中に、抜本的な保育制度改革として、利用者が行政に縛られず自由に保育園を選び入所を申し込む直接契約方式や、公的補助を認可保育園等の機関補助ではなく、子育て世帯へ配分する直接補助方式等のまさに世帯のみならず、すべて

の子育て世帯が必要に応じて保育所において保育、子育て支援サービスを利用できるような、保育に欠ける要件の見直し等が盛り込まれております。

現在、厚生労働省の社会保障審議会において保育制度の見直しが検討されておりますので、市といたしましては、その動向を注目しているところであります。

続いて、③についてお答えいたします。

認可保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、今後とも法令に基づき進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 21年1月1日で9カ所、134人ということですね。それから、認可外であっても、その保育内容に沿って入園している方もおられるという答弁がありました。

保育園に入園できた家庭と入園できない家庭というのは現実あるわけですが、ここで、「地域再生の経済学」や「人間回復の経済学」で人々の安心が守られる社会をつくるを提言されている神野直彦氏は、「公共サービスが中産階級を支えているか」の中でこう語っております。日本のように財政再建の名のもとに社会保障給付が切り下げられ、人々が、自分たちは負担は求められるがどうせ受益はないんだと思ってしまったら納得できないでしょう。現在の税負担構造のままでさらに負担を求めると、中産階級の租税負担感が高まるだけになるおそれがあります。

肝心なことは、中産階級の生活を公共サービスが支えているか支えていないかということなのです。日本の場合には、すぐに所得制限を設けてしまいませう。保育などにしても、ユニバーサル、普遍主義ですね、だれでもということですが、ユニバーサルではありません。選別主義で保育に欠ける

子どもたちだけが対象ですと言っているわけです。サービスがみんな選別主義なのです。

具体的に言うと、少し所得がある女性は、たちまち保育サービスを受けられなくなるのが現状です。自治体によりますが、大都市圏の民間保育所では、10万円ぐらい払わなければだめで、さらに近所に実家がなく、ベビーシッターなどを頼むと月に20万円です。そこで消費税を引き上げると言ったら、それは怒りますよね。そういうことなんです。

人々の身近なところでどんなサービスを受けたか、そのためにはどんな税負担なら応じるか、税負担と歳出の関係をはっきりさせて、住民が選択するシステムをつくるしかありません。保育園入園は、選別主義で普遍主義でないと指摘しています。選別主義では格差は埋まらないと言っておられます。格差という点から、それを含めて3点お尋ねします。

1、認可外保育園に通園している家庭の保育料、月額、年額はいかほどになりますでしょうか。

2、保育園に入れた家庭の保育料は月額、年額いかほどでございますでしょうか。

1、2では運営費の差額がわかりませんので、3、認可外保育園と認可保育園の年間運営費は幾らほどであるか、また、その差額は幾らほどになるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） まず、認可外保育園の保育料につきましてですが、これにつきましては9カ所あると先ほどお答えしてありますが、その中で保育料が、月額でございますけれども、1万円から最高で5万8,800円でございます。これは認可外です。

それから、認可保育園の保育料ですが、これにつきましては月額、生活保護世帯等は無料という

ことになりますから無料からになるんですが、一般的に言いますと4,000円から5万1,000円でございます。

それから、認可外保育園と認可保育園の運営費の差ということでございますが、どういう形で出すかというのがなかなか難しいかと思えます。運営の仕方等も違いますし設備等も違いますので、運営費を単純に比較するというのはちょっと難しいかと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 今の3番目の年間運営費というのは、これがわかる、わからないでは市民の認識度は随分違うんですね。1番目、2番目の認可の保育園に行っている、認可外だということでそこで保育料を比べますけれども、実際3番目の運営費となると相当な差額があるわけですね。その辺を明確にしていく必要があると思います。

小学校入学には、選別主義はありません。だれでも入るわけです。一般質問の中にもありますけれども、乳幼児、それから小学生の医療費も全員、だれでも受けられますが、保育園に入れる、入れない、保育料の差の負担は、市民から見た場合、公正に映るのだろうか、そうでないのだろうか、どのように理解されているのだろうか、私は危惧しております。

政府規制改革会議で保育制度改革が検討されております。大幅な財政削減下の質向上と効率化同時達成として、次のように中間報告をされております。

ポイントは3つ。人口減、少子化対策で保育制度改革は必至。行政の縛りを解き、保育の要件を見直せ、3、余った財源で弱者に手厚く傾斜配分を。

認可外保育園にいる児童数は全国で約18万人、

また、働きたいのに保育所不足から働くこと自体をあきらめている潜在的待機者は、内閣府によれば、首都圏だけで24万人、政府は全国的には100万人近い供給不足があるとしています。

政府の規制改革会議が提案している市場原理導入による保育制度改革、何点かあります。財政再建と少子化対策、女性労働力対策が同時に凶れ、一石三鳥の妙案である。

同会議が提案しているのは、①直接契約、直接補助方式の導入。②保育に欠ける要件の見直しという2点です。これらは、財政削減や供給量にとどまらず、保育制度が抱えるさまざまな構造的問題をも解決する有効な手段だ。

直接契約方式とは、行政が保育所を割り当てるのではなく、利用者が直接保育所を自由に選んで契約し、サービスに応じて料金を支払うという、市場としてごく当たり前の仕組みである。

直接補助方式とは、認可保育園・所のみに集中投下している公費の機関補助を改め、利用者に対して直接に補助金もしくはバウチャー、利用権を与える制度である。利用者は認可外保育所を含めて自分で選んで保育所に直接補助と自己負担の保育料を合わせて利用料として支払う。

実は、認可保育所入所者は、運営費の4分の1程度しか保育料として支払っておらず、残りの4分の3が公費補助である。一方、認可外保育所への補助金はわずかで、保育料は相対的に高くなるを得ない。これは認可保育所の保育料ダンピングと呼ぶべき官業の民業圧迫である。直接補助方式を導入すれば、認可外保育所にも補助金が行き渡り、競争条件が均等になり、健全な市場が形成される。認可保育所利用者とそれ以外の人々の子育て負担の圧倒的不公平感も解消しよう。

なお、当然ながら、補助金を受ける認可外保育所にも一定の質を担保する規制を課す必要がある

と報告されております。

認可、認可外を問わず保育園に入所を希望する世帯は育児の問題を初め、さまざまな問題を抱えています。認可であれ、認可外であれ、入園できることは問題の解決の一つです。そのほか、子育て世帯は、中心的悩みとして子育てパートナーを求めています。那須塩原市の保育行政が、子育て世帯に、このまちでよかった、明るく夢を共有でき、さまざまな問題も協力して解決できる場によりなるようにするには、従前の意識、認識を改める必要があります。

市民・協働・NPOとまちづくりと表現されておられるが、その結節点はどこに見いだすのでしょうか。政府の規制改革会議が提案している案は、保育園整備計画書のどこにどのように書かれているのか、今後書き足していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今申されました政府の規制改革会議は、昨年12月二十何日だったと思うんですが、中間答申になるのか、答申が出されたのは。

したがいまして、保育園の整備計画そのものには、それはもちろん入っていませんが、この政府の規制改革会議の中で出されたものがそのまま、じゃ保育園の改革になっていくかということにも、単純にそうはいっておりませんで、先ほど市長のほうからも答弁しましたが、厚生労働省のほうで社会保障審議会というものがございまして、その中に少子化対策特別部会というものがございまして、そちらで保育園の改革といいますか、見直し等の関係の、審議会ですから、審議をさせていただいているということになっております。

その中で、これは2月24日に会議を開いて、第1次報告の中では、規制改革会議で取り上げられ

ました市場原理に基づきます直接契約、あるいは、先ほど議員さん言われましたバウチャー方式、わかりやすく言いますと利用権といいますか、それにつきましても意見というものは出ていないということでございまして、多様なニーズに対応していくための保育制度全体を今、議論しているというようなことございまして、規制改革会議で出されたものが、厚生労働省のほうの社会保障審議会の中の少子化対策部会のほうでは、それについては触れられていないということでございますので、当然私どものほうの保育園整備計画にはそれは載ってございません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 若い世代はどんどん周りにパートナーというんですか、すぐそばにお父さんがいる、お母さんがいる、友達がいるというのはなかなか見当たらなくなった。若い世代だけで家庭を切り盛りするということが多くなってきております。保育所に対する期待は、ますます膨らんでくると思います。保育所という言葉だけでいいのかどうか、深い問題を含めておりますので、よく若い世代が、このまちで子どもを育ててよかった、それを共有する市民、行政、若い人と共有できるような保育観で進めていってほしいと思います。

次の質問に移ります。昨年から一気に海外に対する輸出、大きな問題を抱えてきております。日本は、最近になって貿易収支が赤字に転落しました。日本は、黒字国家から普通の国に戻るのではないかとされておりまして。過去30年間の巨大な黒字を使った食料と資源の輸入が、今後不可能になるのではないかとされておりまして。ここで、日本は第1次産業から再生しなければならない状況に入っております。

質問として、当市の消費者、生産者、行政が、自給率の認識をどう共有しているか、いないか、お尋ねしたいと思います。

自給率向上対策について。

安心・安全の基本は食であります。その自給率の向上対策は重要な政策でもあると思うが、次の点についてお伺いいたします。

①市内生産者の自給率はどうか（米と生乳は別にして）。

②市民の自給率はどうか（米と生乳は別にして）。

③市民を対象にした自給率の調査をする考えについてお伺いいたします。

④自給率に対する市民の意識向上対策の考えについてお伺いいたします。

⑤その先駆けとして、市産業部の職員の調査を実施してはどうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） お答えいたします。

自給率向上対策についてお答えいたします。

①の市内生産者の自給率というご質問ですが、生産者に絞った自給率を算出するのは難しいものと考えております。

②の市民の自給率についてお答えします。米と生乳を除いた那須塩原市民の自給率は、農林水産省のホームページ内にある計算システムにより計算しますと約10%となります。

③の市民を対象にした自給率の調査につきましては、②でお答えしたとおりでありますので、ご理解願います。

④の自給率に対する市民の意識向上対策につきましては、地元農畜産物を使用した学校給食の取り組みや産地直売所や畜産フェア等のイベントに

よる地元農畜産物の消費拡大、ゆるキャラ「みるひい」による牛乳消費拡大などの地産地消や食育の推進により、自給率に対する市民の意識向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、⑤の市産業観光部職員を対象とした調査につきましては、毎日食べているものについて、産地等確認を行いながら、1年を通して行うことは難しいものと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） るる答弁いただきましたけれども、自給率の考え方に、国と、ここに1番、2番、3番の中で、消費者とか行政とか、立場によって違うと思いますが、国家自給率批判という考えをしている人がいます。ここでこう言っています。

国家自給率批判。国はささやき続けています。4ha以下の稲作経営では間尺に合いませんよ、借地に出したらどうですか。その勧めに応じて田んぼを人に貸したとします。国家の米の自給率には何の変化も起きないが、その家の食卓の自給率は低下する。それだけではない、おじいさんが受け持っていた田周りの仕事も子どもの遊ぶ場所も、何よりその田んぼでとれた米を食卓に乗せ、自然の恵みに感謝する家族の華やきは失われる。仕事の自給、遊びの自給、食事の自給、会話の自給などが失われたわけだ。しかし、国家の自給率向上政策は、安定した農業経営のために小さな百姓にもろもろの自給の放棄を迫っている。

この構造に果たしてどれだけの国民が気がついているだろうか。国家の食料自給率が、一人一人の家の食卓の自給率の積み上げであるどころか、それを犠牲にして確保されていることに気づかないのはどうしてだろうか。

答えは簡単だ。百姓なら、自家生産物による食

卓の自給率を考えて答えてほしい。消費者なら、自分の家の食卓の国産食料自給率を考えて答えてほしい。国家の自給率なら、とうとう40%を切ったかと憂えるのに、自家の食卓の内実を心配する人は少ない。

ここでこれを言っている方は、国家の食料自給率は高いほうがいいと思うが、それは我が家の、我が村の、わが町のもろもろの自給を壊さない限りでという条件をつけて承認すると書いてあります。

100年に一度、これは経済に始まらず、生き方、考え方の転換期だと思います。これは、中央か地方かが地方にシフトすること。生産か循環かが循環に、経済か生活かが生活に、効率と競争の視点から命と暮らしとを視点に急速に移っていくことを指しています。

命と暮らし、食と農と環境の本来のあり方を求めて、自然との循環の再生と人と人の信頼の和の回復を実践する行動の自給論があります。食と農業と環境を結びつけた自給は、時代の潮流です。行動の自給論は5つから成っています。1、身土不二、2、医療同源、3、スローフード、4、コミュニティビジネス、それと自然や資源、そして文化を大事にし、地域住民がともに食とエネルギーの地域自給を目指した地域活性化の地域自給です。

お尋ねいたします。行動の自給論という考えがありますが、当市でどのように生かすことができますでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 行動の自給論というものを私存じ上げませんので、どう考えるかと言われても、ちょっとお答えに苦慮してしまうところでございます。

いずれにいたしましても、今の自給という日本

全体の中での潮流の中で、消費者が求めているのも、目に見えるところで生産したものを食べたい、なおかつ、それが安全・安心であってほしいという、これがいわゆる要求としまして、希望としましては、究極の目標であるというような考えであるかと思います。

そのような中で、本市においてはどのような消費者ニーズに合った生産ができるかというものを考えていきますときに、やはり玉野議員ご指摘のように、米、牛乳を除いたものというのはたった10%しかない。いわゆるこれはカロリーベースでの計算でございますが、これは皆さん意外だと思わすけれども、日本全体でも13%しかございません。

このような中で、大方の、私も含めて、自給という考え方は、どうしても重量ベース、自給率の中にはカロリーベース、重量ベース、それから生産額ベースとそれぞれ3つの考え方がありますが、どうしても重量ベース。例えば、米なんかだと約年間1人1俵だよ。那須塩原市民は11万6,000人いるから11万6,000俵あれば足りる。じゃ、本市ではどのぐらい生産されているんだというとなん、二万俵だ。これはもう重量ベースでは三百六、七十%の自給率だという考え方もございますが、実際には、乳製品等においては、全体のうちの25%が自給です。いわゆる飼料ですね。ということは、あとの75%が輸入されている。

カロリーベースにおいては、そのような計算で、輸入額というものにパーセントを掛けますので著しく落ちてしまうというような実態でございますので、いずれにいたしましても、このような形の中で、消費者ニーズに合ったいわゆる自給というものを今後検討していかなければならない、このように考えてございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 部長が答弁されたことは、全くそのとおりだと思います。私たちは、生乳日本一というバッジをつけますけれども、部長の言葉を続けていきますと、量は日本一ですが、自給率ということ、外国からえさを入れているということ、それを換算しますと、それは表現できないことなんですね。また、それを表現してはいけないことなんですけれども、よくよく考えて、これは慎重に、誇れるものとして裏づけをとってやるべきだと思っております。

質問の中に、「米と生乳は別にして」と括弧書きしましたが、先ほどの行動の自給論という言葉からしますと、それがどう裏打ちされているものかわかりません。見えてこなかったのも、米と生乳は除いてくれということにしました。

それと、今こうやって話している中で、部長がくしくも言われた10%、13%ということが、産業観光部で一番掌握できる。だれにでも、だれにでも、いろいろな人と相談するのはなかなか難しいでしょうけれども、この那須塩原市は、農業が、生乳がということをやっているわけですから、産業観光部で、そのスタッフでやはりデータを取っておくべきだとは思っています。

3月29日に、今のこのチラシなんですけど、世界が動くーアニマルウエルフェア、動物福祉ですね、畜産の改革というシンポジウムがあります。関係部局の方には、時代の潮流をつかみ、時代の潮流に消費者、生産者を一体となるようにリードしてほしいと思います。そのためにもシンポジウムにぜひ参加していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

お答えを聞いて、私の一般質問を終わりたいと思いますが、このパンフは議会事務局にございますので、どうぞ一読され、出席していただければ

ばと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） アニマルウエルフェアというちょっと聞きなれない言葉とっては、部長何やってるんだ、こうおしかりを受けるかもしれませんが、健康な家畜からは、よりよい健康で体にいい畜産物が生まれるというような発想のもとで、やはり家畜であっても環境のよいところで育てる。

例えば、卵なんかも鶏舎飼いというよりは、やはり平飼いにして自由に動き回った中で、健康な鶏から卵を産んだものを我々が食するというような考えもその一つだと思うんですが、そのようなことで、アニマルウエルフェアというものが最近聞かれるようになりました。

そのようなことで、私の持論というより、これは家畜だけではなくて農産物についてもだんだんそのような考えが出てくるのかな。やはり植物にとっても、自分の成育環境で、一番恵まれた中で育った野菜等を食するというような考え方の中で、我々がそれらの恩恵にあずかるというような考え方も一つの考え方だと思いますので、こういうものが近くで行われるということであれば、時間の許す限り出席したいと思いますので、そう考えてございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 以上で、14番、玉野宏君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 眞壁俊郎君

○議長（植木弘行君） 次に、3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 議席番号3番、眞壁俊郎でございます。

本日最終の質問になりました。最後までしっかりと頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速質問に入りたいと思います。

通学区審議会の答申が平成21年2月13日に出されました。それを受け、今後、市・教育委員会としてどのような対応を図るのかお伺いするものです。

①2年余にわたり審議会を実施してきましたが、審議会の回数と所要時間はどれくらいだったのか。また、審議内容などの議事録などの公開はどのように考えているか。

②「今後の那須塩原市立小中学校の適正数及び通学区域について」の答申を受けたわけですが、市・教育委員会として今後、基本計画や実施計画などの作成をどのように考えているか。

③適正規模・適正配置の具体的方策、計画実施、統廃合後の跡地利用等については保護者・住民等の理解・協力が必要であるが、どのような対応を図るか。

以上、3点についてご質問いたします。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、1の通学区審議会の最終の答申につきまして答弁申し上げます。

まず、①の審議会の回数と所要時間はということでございますけれども、全体会を16回、専門員回を9回実施しておりまして、それぞれ1回約2時間程度の所要時間でございます。また、審議内容等の議事録の公開につきましては、事務局に現在も作成した会議要録を閲覧できるようにしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

②と③につきましては、3月5日敬清会代表質

問の平山英議員にお答えしたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、順次再質問していきたいと思ひます。

2年余にわたりまして全体会が16回で分科会が9回ですか、2時間程度ということで、やはり大変長い時間審議を重ねてきただろう、このように思っております。多分すばらしい審議ができているだろうと私も考えております。

情報公開の関係でございますが、私も先日、閲覧をしてみましたが、このぐらいの厚さでしたか、1時間ちょっと私も拝見してきたわけなんです、全体を見るのに非常にこれは大変だなと思ひまして、まだちょっと読みに行けないという状況でございます。その辺から、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、この審議会の関係であります、議事録をホームページ、こういうもので公開する見込みがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 先ほども申し上げましたように、公開は現在もしておりますけれども、今、議員おっしゃったように膨大なページになりますので、ホームページまでは現在のところ考えておりません。

いずれにしても、そういうことで、最終的には審議会の答申だけじゃなくて、問題は、先ほども質問ありましたけれども、市あるいは教育委員会としての配置計画案をつかって、これを市民の皆さんに公表していくという形のご意見等々もいただきたいと考えていますので、ごらんいただきたい方は、いつでも教育委員会においでになれば見られるということでございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） この審議会についてはホームページでは公開しないということかと思ひますが、ほかの審議会の関係があるかと思うんですが、これは、出している審議会も結構あるんですね。当然、審議会とか委員会という議論の中で、やはり市としては、こういう審議会とか委員会、検討委員会、こういうものに対しては尊重していくんだという趣旨が多分多いところなんですよね。

そういう場合に、やはりこれを見に来てくれというのは、失礼という言い方はちょっと失礼かもしれないんですが、やはりそういうものをしっかり公開して、市民の皆さんがちゃんとわかる、そういうスタイルが必要じゃないかと思ひますが、その辺でもう一度、なぜこれを教育委員会が今回ホームページで公開しなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 説明が足りなかったと思ひますけれども、いずれにしても、最初、審議会としては審議会の会議を公開するというところでオープンにしておいた経過があります。そういう意味で議事録も公開するというお話をしておるわけですから、先ほど申し上げたのは、かなりのページ数なので、技術的な問題もありますので、ちょっと検討させていただきたい、こういうふうと思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 後からでも結構ですから、ぜひ公開をしていただきたいと思います。

次に、これは②と③につきまして、合わせまして再質問していきたいと思ひます。

代表質問の関係で答弁はなかったわけですが、代表質問の答弁の中で適正配置計画、これについてできるだけ早くつくっていくんだという

ことでありました。また、時期については、正確には言われていないかと思いますが、もろもろの手続があるので21年度程度というようなお話をしたかと思いますが、その中で、もろもろの手続、この辺はどういうことなのかお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） これからいろいろな準備をするわけでありませけれども、当然、もちろん教育委員会内の素案、それも必要だし、その上に手続的には庁内、いわゆる庁議等々の手続も必要だと。その中でも、先ほど申し上げましたけれども、市民の皆さんの意見を聞く段階も必要だろう。こういうことも含めると、やはり21年度中ぐらいにはかかってくるのかなということで、时期的にはそんな感じかなということで申し上げた、こういう結果です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今、答弁ありましたように、まずは部内、そして庁議というような形かと思えます。私は、まずは住民かなと思うんですが。

私は先日、島根県大田市の学校再編実施計画、こういうものを会派清流会のほうで視察、勉強してまいりました。本市の審議会と大田市の、大田市は検討委員会という形でございますが、これ、やはり審議の過程で大きく違う部分があります。

大田市は、検討委員会で審議し、答申を出すまでに教育委員会独自で統合・廃止する学校の保護者、地域住民、こういう方を対象とした説明会、また意見交換会を3度にわたり開催しております。内容的には、保護者説明会を12会場で実施している。また、地域説明会を19会場で実施している。また、各町の説明会、これを24会場で実施しているということでございます。その説明会や意見交換会で出た意見を十分に踏まえて答申書が出され

たわけでございます。

そういう意味では、本市の場合、どちらかというと、まずは審議会のほうで統合なり新設なりということを決めて、これから地域の保護者なり住民に、その決めたことを説明していくというような形かと思っておりますが、やはりそういう形の中だと保護者とか地域住民に理解してもらえるのかということ、私は非常に危惧しているところでございます。

そういう説明会について、今後どのように実施していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） お答え申し上げます。

市議会の審議の過程でという話が今ございましたけれども、当然、当市の審議会の委員さんの構成から言いますと、各小中学校35校ありますが、その学校区から1名の方が委員さんとして出られたと。それほかに学識が5人おりますので、計すると40人という形になるんですけれども、そういうことで、地域のある程度の把握というものはしてきたんだろうと。そして、その中で中間答申を昨年出したわけですが、そういう中でパブリックコメントもしたということで、市民に全く知らせないでやってきたという意識ではございませんし、今後、答申を受けた中で市としての考え方を加味したものを、当然市民の皆さんにまた公表して意見をいただく、こういう手続をとっていきたくたい。

その次に、最終的には市として案ではなくて成案をつくらなければならない。成案ができた段階での、最終的には市民の皆さん、あるいは関係住民の皆さんに説明会を開いて、最終的な成案を練っていかなければならない、こういう話になると思いますので、いずれにしましても、住民に今後一切意見を聞かないという意味じゃありませんの

で、今後も聞いていくという考え方を持っております。ですから、パブリックコメント等も必要かと今考えてございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今、各地域から審議員を出しておりますので地域の意見は出ている、聞いているだろうというお話がありましたが、実際に私は、一度もそういう審議委員の方からどうなんですかというお話を聞いたことはありません。また、私の小学校の保護者に聞いても、そういう話は聞いたことがないというのが現状かなと私は思っております。

もう一つ、今パブリックコメントですか、中間答申でやっておりますけれども、パブリックコメントという言葉は私、何人かの人に聞いたんですが、ほとんどわからないというのが現状です。やはりそういうことで、住民の意見を聞いた、保護者の意見を聞いたというのは、ちょっと私には非常に、聞いたという言葉にはならないのかなと思うわけでございます。

今も聞いていると、こういう適正配置計画をつくってから説明をするんだというようなお話なのかと思うんですが、私は、先ほど言ったように、それをしっかりつくる前に、やはり地域の住民、そして保護者の意見を聞くべきと思いますが、もう一度その辺お聞きしたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） そういうことで、先ほど申し上げましたように、市としての案を最終的にはつくって、当然、地元、関係者の説明会を開いていかなければならないと思っております。ですから、それがいいか悪いかは別にして、案をとって市の計画というものを最終的には公表する、こういう話になると思っております。そういうふうと考えております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ちょっと今の答弁だと余り私は納得しづらいところがあるんですが、最終の答申を出してから説明したいというような聞こえ方なんです、わかりました。

統合とかこういう実施に当たっては、やはり各学校には歴史とか伝統があります。そして、地域住民や保護者にとっては、大きな学校に対する思いがあります。今後、配置計画の作成に当たりましては、保護者や地域住民に十分な説明、また意見交換を実施し、理解が得られるように慎重に進めていっていただくことを強く要望しまして、この項は終わりにしたいと思います。

それでは、2番の項でございませう。

仙台育英跡地（仮称）青木サッカー場については、平成19年10月に学校法人仙台育英学園より無償譲渡され、利用方法については、議員全員協議会や議会一般質問の場で、体育施設、とりわけサッカー専用場として利用する旨や、本年度予算では設計費を、来年度予算にはサッカー場の整備費も計上されております。団体や市民などから利用方法の提案や要望などが市に対して来ていると聞いておりますので、お伺いするものであります。

①施設の利用方法については、議員全員協議会や一般質問答弁などで理解しているところでありますが、サッカー専用場として整備する計画があると聞くが、どのような計画なのかお伺いいたします。

②建設後の利用頻度や維持管理費はどのように考えているか。

③市内のサッカー人口とサッカー場の数並びに利用頻度をお伺いいたします。

④青木農業祭などの祭りやイベントがこの場所を借りて利活用されているが、今後の利活用はどのように考えているか。また、市民や団体から利

用方法の提案や要望があると思うが、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 3番、眞壁俊郎議員の質問にお答えいたします。

2の青木サッカー場についてのご質問でございますけれども、順次お答えをさせていただきます。

青木サッカー場の整備計画について、まずお答えをいたします。

現在の地形、既存の施設等を利用し、サッカーグラウンドを中心とした施設整備を予定しており、平成21年度は天然芝のサッカーグラウンドを1面整備し、逐次サッカーグラウンド整備を行い、最終的には4面の天然芝のグラウンド、既存施設の補修、駐車場整備などを計画いたしております。

次に、②の建設後の利用頻度と維持管理と③の市内のサッカー人口とサッカー場の数、並びに利用頻度については、あわせてお答えいたします。

平成19年度登録されている市内のサッカークラブが10団体、スポーツ少年団が23団体、中学校の部活が9団体、合わせて約1,300人のサッカー愛好者が活動いたしております。

現在、サッカー場専用のグラウンドは那珂川河畔運動公園のサッカーグラウンド1面、これは芝でございます。くろいそ運動場サッカー場1面が、これは砂と申しますか、土のグラウンドの2面がございます。芝グラウンドは1面のみということであり、芝の傷まないよう、5月から11月までの利用として、また月曜から水曜までは芝の養生期間といたしております。

市内外を含めた小中学校、一般を含め、大会、練習を芝のグラウンドで行うことが難しい状況となっており、また、練習についても、学校開放後のグラウンドや市の体育施設のグラウンドを利用

し、ほかの種目との競合が多い中で練習している状況であります。

青木サッカー場が完成すれば、河畔運動公園サッカー場と交互に、あるいは並行して利用可能となり、年間利用日数は、芝の養生期間を考慮いたしましても150日程度はサッカーのみに利用でき、グラウンドを利用するほかの種目との利用競合は緩和されるものと期待いたしております。

次に、建設後の維持管理費については、青木サッカー場全体の管理費用として、1面が利用開始となる平成22年度は約1,800万円から2,000万円程度をサッカー場1面の保守その他の施設管理や人件費を含んで予想しております。また、4面利用開始後は、芝の管理の内容にもよりますが、約3,200万円程度になると予想しております。

④のイベントについてお答えいたしますが、平成20年度は、青木農業祭のほか2つのイベントがそれぞれ行われております。平成21年度については、サッカー場整備工事が入りますので、多少制約があるものの、申請があれば、平成20年度同様利用いただくものと考えております。

また、市民や団体からの利用方法の提案や要望についてであります。スポーツ振興課には市体育協会や市ソフトテニス協会、那須ターゲットバードゴルフ協会、それぞれ専用の競技場を建設してほしい旨の要望があります。また、育英跡地をどのように利用するか聞きたいという市民団体が来庁しております。そのほか、サッカー関係のNPO法人が、跡地を活用してほしい旨の話がありました。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、順次再質問していきたいと思っております。

まず、①であります。これから、ことしは芝

のグラウンドを1面つくると、これは21年度の予算にも計上されているところでもありますので、理解しているところでございます。その後、4面この場所にグラウンドをつくっていくという答えでありました。私も図面は持っておりますので、内容的には大体理解しているところでございます。

仙台育英の用地の施設利用につきましては、ちょうど1年前ぐらいになるかと思いますが、議会の一般質問や議会全員協議会の中で、市民サッカー場、キャンプ施設の利用提供、県営運動競技、グラウンドゴルフなどの大会の場の提供、体育施設、とりわけサッカー専用施設として、こういうことになっていると思いますが、どういう経過でサッカー専用場になったのか。議会の答弁などでされているところもありますが、再度、この経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 仙台育英学園的那須研修センターの譲渡関係でのお話なんですけれども、平成19年にいろいろ一般質問の中でもご答弁申し上げさせていただきましたが、平成19年10月25日に、最終的には譲渡契約書の締結を行いました。

これにつきましては、以前にも経過で申し上げましたが、19年に入ってから仙台育英さんのほうから市長のほうにそういう土地の譲渡等の打診があったということで、短期間の中でいろいろ話が進んだわけなんですけれども、最終的には、その譲渡契約書を結ぶ段階で、仙台育英学園さんのほうから、これは契約書の中にも第6条として条項があるんですけれども、那須塩原市が譲渡物件を極力、甲ですから、仙台育英学園ですね、これ的那須研修センター開設をしたときのその意に配慮した用途に供するものとする。那須塩原市は、仙台育英学園が那須研修センターを開設したその意義、

目的に沿った形で利用していくんだ、こういう条項がありまして、これに基づきまして、一応、仙台育英学園さんのほうでも、具体的にどのような構想になるんでしょうかということ、その利用計画の案、那須塩原市としてその時点で考えられ得る活用計画というものを、この譲渡契約書と同時に仙台育英学園さんのほうに提出をしたというか、お渡しをしております。

それが、先ほど議員のほうからありました内容、これは全員協議会、一般質問等でも何度もお答えしましたが、そういう内容の利活用の計画案というものを仙台育英学園さんのほうに市のほうからお渡しをしていると。こういう経過に基づいて、今、答弁がありましたような形で具体的な計画として今後整備を進めていくと、こういうことあります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 無償譲渡契約をしたときに、6条ですか、仙台育英さんがセンターを開設したときの、そういうところの用途にということかと思いますが、この場合、やはり契約書の中でサッカー場にするということは特に書かれていなかったということでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） ただいま申し上げましたが、契約書の第1条から第8条まであるんですけれども、この本文の中では、具体的なサッカー場等々という文言は出てまいりません。

ただ、その第6条に基づいて、那須塩原市の計画案というものを仙台育英学園のほうにお示ししておりますので、当然のことながら、契約本文の中でも、どの契約でも同じだと思いますが、信義則ということは定められますので、そういったことで、本文にはありませんけれども、那須塩原市

としての活用方針として提出してありますので、これを原則的な利活用の方針としてやっていくというのが、私どもとしては当然の成り行きかなと思っております。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、引き続き再質問していきたいと思えます。

まず、市が活用方針という形で仙台育英側に出したということかと思っております。私も、まさにそのとおりだと思うんですが、市としては、考え方としては、現状の設備、これを十分に生かせるスタイル、多分そういうことで私は一番最初は考えていたのかなと思っておりますよね。

全員協議会とか議会の場でいろいろ出たのがちょうど1年前になるんですが、私のちょっとイメージがあったのは、やはり今年度にサッカー場施設の設計費が出ておりますが、これが出た段階でいろいろ考えていくんだというような答弁だったんですよね。

その後、やはり私もアンテナが低くてよくわからなかったんですが、いつのまにかサッカー専用場で4面つくるといような形にちょっとなってしまうてきているのかなというところでありまして、実際には、来年度に1面の予算が今回提案されております。これを議会が受けるかどうかというようなお話かと思えますが、そういう面で、こ

れは、いつ1面から4面ぐらいい変わったという、この辺をちょっともう一度お聞きしたいんですが。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 1面とか4面とかという話は、多分全協でも何も言っていないんだと思います。要するに、サッカー場で整備をしたいという話は多分しておったと思いますけれども、1面とか4面とかという話はしていなかったと思います。要するに、サッカー場専用という形で出てきたんだと思うんですけども。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ちょっと私、アンテナが低いかもしれませんが、いつごろから4面という話が出てきたのかというお話を聞きたかったわけなんです。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。  
教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 企画部長から話が出たと思うんですけども、全協の中ではそういうことで、向こうの意向、うちのほうの意向を合わせて、サッカー場に使いたいという形で私は理解しておったわけですけども、そういう中で、今回、設計費を20年度の予算の中で計上されたという中で、全体的な配置計画を立てなければならないということで立てて、その旨のお話を申し上げたという経過であります。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そうしますと、ことしの予算、設計をかけたというところで4面が出てきたということでもよろしいかなと理解いたしました。

次の質問になりますが、建設後の利用頻度とか維持管理費の関係に移りたいと思えます。

1面で維持管理費1,800万円から2,000万円21年度はかかるということでございまして、4面になると3,200万円ぐらにかかるといことござい

ます。非常にこういう財政状況が厳しい時期で、やはりこのサッカーグラウンドにこういう維持費がかかるといのは、私はちょっと多いのかなと思うんですが、この辺どのように考えますか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 今回の1面の中では約2,000万円ぐらいという話が出ていると思いますけれども、4面ということになれば当然、1面で2,000万円ということになれば3,200万円ぐらいということになりますので、それが4面については実際にまだできていないものですから、どこまで正確な数字が出るかということは、いずれにしても来年度の管理費に合わせてそのくらいかかるんだろうと見ております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

サッカーの人口とサッカー場ということでお聞きしましたが、先ほど市長の答弁のほうでありましたが、サッカー場については河畔公園が1面、黒磯グラウンドが1面ということで、これ2面しか実際にサッカー場というのはないんですか。もう一度確認したいんですが。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 正式に今使っている部分はそういうことでありますけれども、三島体育センターのほうにも、練習的にはできる部分があります。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 各種の大会を三島とか、やはり先ほど言った河畔公園、また黒磯の総合グラウンドという形で、かなり実施しております。私はそういう面を見ると、やはり1面ぐらいのサッカー場がいいかと思うんですが、やはり4面そろえる必要があるのかなというのはかなり疑問なんです、この辺もう一度ちょっと確認します。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） サッカー人口、子どもたちのスポーツ少年団も23と多くなってきています。それで、そういうところで試合を消化することになれば、当然1カ所、分散じゃなくて、できるだけ1カ所のほうが便利なものであります。

そういう意味からも、やはり最低3から4はないと、こういう大会を誘致あるいはそういう大会がこなせないのではないかとということで、本市としては、用地の関係もありますけれども、最低4面ぐらいは必要だろうと考えております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そうしますと、今あるサッカー場を、逆に言えば集約して行って青木にしたいんだというお話でしょうか。今あるサッカー場をもうなくしていくんだというような考えなんですか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 合併前から地区ごとに総合運動場的なものがあるわけでありまして。そういうことで、地区にスポーツの場所ということになれば、それぞれの施設は必要だと思っておりますし、いずれにしましても、今後、本市としてのスポーツ施設のあり方というのは根本的に考えなければならぬと思っておりますので、そういうことになれば、当然、施設の性格を出す、例えば主に野球をやる施設、あるいは主に何々をやる施設という話になって整備をしていかないと、なかなか総合的なグラウンドをつくるということになれば、少なくとも現在の実直なという話ではなくて、その4倍等あるいは5倍必要になってくる時代でありますので、そういうことがなかなかできる時代ではありませんから、やはり市民の皆さんがいつでも使える、身近で使えるというのが現在のところ一番大事だと思っておりますので、その

施設のあるものを、現在もくろいそ運動場は多目的に使っておりますので、それを専用に使っているわけではありませんし、そういう意味では、地区で使える施設を残していくという考え方でおります。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 現在の施設は残していく、当然の話だと私は思います。

ちょっと角度を変えますが、大変芝のグラウンドというのは、サッカーする方にとっては本当に望むものだと私は思います。

少しサッカーグラウンドの関係で、今回もグラウンド整備費請負費ということで21年度に7,500万円ほどの予算がかかっているかと思いますが、これについての内訳についてお聞きいたします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 平米掛ける単価でやっていたんですけれども、これも先進地等の資料を参考にさせていただいておりますが、手元に資料がないので、これは後日ご報告させていただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 主にこれ、芝張りにかかるということでよろしいんですか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） もちろん芝張り等、土壌の関係ありますけれども、メインは芝を張っていくということでもあります。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） はい、わかりました。

それで、このサッカーグラウンドなんですけど、公認サッカーとかそういうものができるサッカーグラウンドなんですか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 私も公認がとれるかと

れないかわかりませんので、これもちょっと検討させていただきます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） つくるのにわからないという答えは、ちょっと私は考えられないんですが、もう一度。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 公認というのは芝生だけじゃなくて施設、観客とかの施設が必要なものですから、その辺まではまだ考えてございませんので、ちょっと無理かと思えます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 話を聞きますと大体のイメージはわいてきました。ただ、このサッカー場は芝生を張って、土のグラウンドよりも非常にいいので、そういうグラウンドをつくって、サッカーグラウンドをつくっていくんだというような考え方かと思っております。

若干ちょっと、次の質問に入りたいと思います。④のイベントの関係でございます。

現在、この土地を利用しまして青木農業祭ですが、平成19年から利用しているそうであります。市長や執行部の方も、祭りをごらんになっている方もたくさんいるのかなと思っております。私も昨年、子どもをつれて見てまいりました。生乳生産額本州一的那須塩原市にふさわしい祭りであり、すばらしい祭りでした。

昨今の酪農を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。これは、皆様もご存じだと思います。しかし、若者が酪農という職業に対しまして誇りと自信を持って働いているんだなど、この祭りを見まして、私は非常にそういう感じを強く感じました。あわせまして、青木地区という本市で最も酪農の盛んな地域で実施されており、仙台育英跡地がまさにいい雰囲気をかもし出して、この青木

農業祭をやっているには絶好の場所だと私は思ったわけでございます。

この祭りを主催している団体も、この祭りに対しましては大きな夢があるようで、この祭りを那須塩原市はもとより、日本に誇れる祭りに育てたい、より広い地域から来場者を集め、農業の情報交換場となり、永続的で、かつ、ほかにぬきんでた農業祭にしたい。将来的には、産業祭として市の商工観光と農畜産業の連携により、市の経済効果、また発展につなげたい、こういうことであります。市長の市政運営方針の中にもありますように、「夢を持って働けるまちづくり」、私は、これにまさにつながっていくものだろうと思っております。

こういう協働のまちづくりからも、この場所についてであります。引き続き場所の提供と協力ができないのか、先ほど21年度につきましては大丈夫だよというようなお話がありますが、それ以降について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 先ほど市長からも答弁いたしましたけれども、場所の問題になってくるんだと思います。先ほど申し上げましたように、21年度はサッカー場が1面工事に入ります。ですから、工事をやっている場所は使えないけれども、あいている場所は使えるということになりますので、当然22年度以降も、あいているうちは十分使っていただける、このように思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） あいているうちはということでもありますので、ずっとあいてほしいなと思います。

もう1点、④については、なお、青木農業祭のほかに2つのイベントということと、いろいろな提案については、スポーツ団体とか、いろいろな

提案が来ているということでございます。

私が1つ手元にあるのが、育英の森、仙台育英跡地活用市民プロジェクトの提案というものがあるかと思いますが、このプロジェクトは、市がサッカー専用場として活用することに対して、サッカー場だけではもったいないという趣旨のもと、ただサッカー場に使用されるだけでは、この土地の持つ大きな可能性がなくなることを危惧し、仙台育英跡地を利用した協働のまちづくりのご提案をしているものであります。

現在ある施設を利用して、市内、那須などに住む人材を集め、生かすというもったいない精神で、ともにつくる理想のふるさと、こういうものに向かって、出資は最低限に抑えながら、最大限に意義ある場所にすること。この土地を中心にして人を育てる、豊かな心と文化を育てる協働のまちづくりを提案していると思います。

こういう提案に対して、市としてはどのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。企画かと思えます。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 今ありましたプロジェクトの皆さんの活動内容、何度かお話は伺いまして、まちづくりという大きな観点からは、大変いろいろ考えていただいておりますし、活動もなされているということで、大変ありがたく思っております。

ただ、この仙台育英学園の跡地、今サッカー場ということで教育施設、体育施設として位置づけがなされて進んでいる。この中で、これは教育委員会の所管ですので私のほうからどうのこうのとは言えませんが、そういうことになれば当然、その行政の施設としての制約が出てきますから、その中での利活用ということになりますので、大きなまちづくりという観点からの考え方といい

ますか、そういったことでは、私どもも一緒にやれることはやってまいりたいと思いますけれども、この土地に限ってということになりますと制約がありますので、るる今まで教育部長のほうで述べていますが、そういった計画の中で、あいている部分というお話もありましたが、そういう制約のある中で利用していただくざるを得ないというのが、この場所での利用の仕方、この原則はそういうことになるんだろうと思っています。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 市長の2期目の方針は、まさに協働のまちづくりでございます。やはり、協働というのを私たち議員も、そして市民も、そして行政もみんなで考える。これがまさに協働なんだろうと私は思っております。やはり市民の力をかりること、これもこれからは非常に必要だと思います。

この100年に一度という経済不況の中、経済状況は全く先の見えない状況であります。那須塩原市にとっても税収の大幅な減少や急激な少子高齢化の進展により、医療や福祉費などが今後ますます増加してまいります。

仙台育英跡地につきましては、現施設の有効利用などにより、最低限の費用で最大限の価値が生まれ、市民と行政の協働のまちづくりができるような場所となることを強く要望しまして、この項は終わりにしたいと思います。

3番目の緊急経済対策についてでございます。

世界的な景気悪化により、製造業を中心に雇用の調整が加速し、年度末を迎えます雇用の悪化が叫ばれております。市長の施政方針にもあるように、「さらに住みよく」「住んでよかった」まちづくりのためにも対策が必要と考えますので伺うものであります。

①現在市が行っている緊急経済対策をお伺い

いたします。

②今後、失業者の増加は避けられない状況であり雇用対策が必要と考えるが、市としてどのように考えているか。

2点お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） ご答弁申し上げます。

①の現在市が行っている緊急経済対策について、及び②の雇用対策についてのご質問は、関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

世界的な経済金融雇用情勢の急激な悪化を受け、本市においても、本年1月に那須塩原市緊急経済対策本部を設置し、中小企業の資金繰り対策、緊急雇用対策、企業の受注機会確保対策などについて検討、実施を行っているところであります。

具体的な内容といたしましては、3月5日、創生会、金子哲也議員、同じく清流会、松原勇議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） この対策につきましては、代表質問でる説明を受けておりますので、理解はしたいと思っております。

今回の経済不況がもたらした社会現象は、私たちの生活の根源を大きく変えようとしています。経済市場中心主義がもたらしたマネーゲームは、国や企業を一瞬のうちにのみ込みました。その犠牲になったのは、最も弱い人たちです。

アフリカやアジアは、今もなお、まともな食事にもありつけない子どもたちが、毎日毎日、多くの命を落としております。また、中東においては、いつ終わるかわからない戦争や紛争により、これもまた多くの犠牲者を出しております。

この日本においては、その犠牲となった多くは若者たちであると思います。フリーター、ワーキングプア、非正規雇用労働者。私が夢と希望を持ち社会に出た当時はなかった言葉であります。今の地方行政や議会が直接助けることができないのが現実であります。

緊急経済対策や雇用対策は、相変わらず国の施策をすることしかできません。しかし、昨年暮れにボランティアが中心となり年越し派遣村ができて、素早く行政も対応して、空き部屋などを提供しました。このことは一つの光が見えたのではないのでしょうか。

国民の一番身近にいる行政が力を持つ、地域主権が実現することを夢見まして、4年間最後の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 先ほどの工事費の内訳でありますけれども、面積が1万200㎡の単価が7,000円ということで、そのほかに防球ネットとかがありますので、合わせて7,500万円と見ております。

○議長（植木弘行君） 以上で、3番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

---

◇

### ◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分